

令和5年度

大阪府公立高等学校 入学者選抜実施要項

大阪府教育委員会

目 次

第1 全般的な事項

I	入学者選抜の種類及び実施校等	1
II	アドミッションポリシー（求める生徒像）	1
III	応募資格	2
IV	募集人員	2
V	通学区域	2
VI	入学志願書の審査	3
VII	進学指導	3
1	中学校における進学指導	3
2	進学指導協議会	3
VIII	留意すべき事項等	3
IX	入学志願者の審査等	4
1	入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者	4
2	教育委員会の承認書の提出を必要とする者	5
X	自己申告書	6
1	自己申告書（様式111〈特別・能勢分校・帰国生・一般・二次・秋季選抜用〉）	6
2	自己申告書（様式112〈自立支援・自立支援補充選抜用〉）	6
XI	調査書及び成績一覧表等	7
1	作成委員会等	7
2	調査書（様式151〈特別・能勢分校・一般・二次選抜用〉）の作成	7
3	調査書（様式152〈自立支援・自立支援補充選抜用〉）の作成	9
4	成績一覧表（様式161、162、163、164、165、166）の作成	9
5	推薦書（様式171）の作成	10
6	提出	10
7	調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱い	12
XII	受験上の配慮について	20
XIII	英語資格（外部検定）の活用	20
XIV	追検査	20
1	検査の種類等	20
2	追学力検査による判定	20
3	追小論文による判定	22
4	追面接による判定	22
5	その他	22
6	合格者の発表	23
	（別表1）特別入学者選抜実施校	24
	（別表2）大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜実施校	24
	（別表3）海外から帰国した生徒の入学者選抜実施校	25
	（別表4）日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜実施校	25
	（別表5）知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜実施校	25
	（別表6）一般入学者選抜実施校	26
	（別表7）秋季入学者選抜実施校	27

第2 特別入学者選抜

I	全日製の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）	28
1	出 願	28
2	学 力 検 査 等	29
3	入学者の選抜	31
4	合格者の発表	32
II	全日製の課程総合学科（エンパワメントスクール）	33
1	出 願	33
2	学 力 検 査 等	33

3	入学者の選抜	34
4	合格者の発表	34
Ⅲ	多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制	35
1	選抜の種類等	35
2	学力検査・面接と調査書による選抜	35
3	学力検査と面接による選抜	37
4	選抜実施計画等	38
5	合格者の発表	38

全般的な事項

第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

Ⅰ	選抜の種類等	39
Ⅱ	能勢・豊能地域選抜	39
Ⅲ	府内全域選抜	40
Ⅳ	選抜実施計画等	41
Ⅴ	合格者の発表	41

特別選抜

第4 海外から帰国した生徒の入学者選抜

Ⅰ	出願	42
Ⅱ	学力検査等	42
Ⅲ	入学者の選抜	43
Ⅳ	合格者の発表	43

能勢分校選抜等

第5 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

Ⅰ	出願	44
Ⅱ	学力検査等	44
Ⅲ	入学者の選抜	45
Ⅳ	合格者の発表	45

一般選抜

第6 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

Ⅰ	出願	46
Ⅱ	学力検査等	46
Ⅲ	入学者の選抜	47
Ⅳ	合格者の発表	47

二次選抜

第7 一般入学者選抜

Ⅰ	全日制の課程普通科（単位制高等学校を除く。）、全日制の課程専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。）、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科）及び全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。）	48
1	出願	48
2	学力検査	49
3	入学者の選抜	50
4	合格者の発表	51
Ⅱ	全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）	52
1	選抜の種類等	52
2	学力検査と調査書による選抜	52
3	学力検査と面接による選抜	54
4	選抜実施計画等	56
5	合格者の発表	56

自立支援補充選抜

秋季選抜

様式集

Ⅲ 定時制の課程	57
1 選抜の種類等	57
2 学力検査と調査書による選抜	57
3 学力検査と面接による選抜	59
4 小論文と面接による選抜	61
5 選抜実施計画等	61
6 合格者の発表	61
Ⅳ 通信制の課程	62
1 選抜の種類等	62
2 面接と調査書による選抜	62
3 面接による選抜	63
4 選抜実施計画等	63
5 合格者の発表	63

第8 二次入学者選抜

Ⅰ 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに 昼夜間単位制	64
1 出 願	64
2 出 願 書 類	64
Ⅱ 定時制及び通信制の課程	65
1 出 願	65
2 出 願 書 類	65
Ⅲ 学 力 検 査 等	66
Ⅳ 入学者の選抜	66
Ⅴ 合格者の発表	66

第9 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

Ⅰ 出 願	67
Ⅱ 学 力 検 査 等	67
Ⅲ 入学者の選抜	67
Ⅳ 合格者の発表	68

第10 秋季入学者選抜

Ⅰ 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）	69
1 出 願	69
2 学 力 検 査 等	69
3 入学者の選抜	69
4 合格者の発表	70
Ⅱ 定時制の課程	70
1 出 願	70
2 学 力 検 査 等	70
3 入学者の選抜	71
4 合格者の発表	71
付	
学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	73
公立高等学校入学者選抜事務日程	82

令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項

令和5年度大阪府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、本入学者選抜実施要項（以下「本実施要項」という。）の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

第1 全般的な事項

I 入学者選抜の種類及び実施校等

1 特別入学者選抜

特別入学者選抜（以下「特別選抜」という。）を実施する高等学校は、別表1〔24ページ〕に示すとおりとする。

2 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

大阪府立豊中高等学校能勢分校（以下「能勢分校」という。）に係る入学者選抜（以下「能勢分校選抜」という。）を実施する高等学校は、全日制の課程のうち別表2〔24ページ〕に示すとおりとする。

3 海外から帰国した生徒の入学者選抜

海外から帰国した生徒の入学者選抜（以下「帰国生選抜」という。）を実施する高等学校は、全日制の課程のうち別表3〔25ページ〕に示すとおりとする。

4 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜（以下「日本語指導が必要な生徒選抜」という。）を実施する高等学校は、別表4〔25ページ〕に示すとおりとする。

5 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜（以下「自立支援選抜」という。）を実施する高等学校は、全日制の課程のうち別表5〔25ページ〕に示すとおりとする。

6 一般入学者選抜

一般入学者選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する高等学校は、別表6〔26～27ページ〕に示すとおりとする。

なお、本実施要項において、定時制の課程には、多部制単位制（クリエイティブスクール）及び昼夜間単位制を含まないものとする。

7 二次入学者選抜

二次入学者選抜（以下「二次選抜」という。）は、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校のうち、特別選抜、能勢分校選抜及び一般選抜を実施する学科等において、合格者数が募集人員に満たない場合に実施する。

8 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜（以下「自立支援補充選抜」という。）は、令和5年度自立支援選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない高等学校において実施する。

9 秋季入学者選抜

秋季入学者選抜（以下「秋季選抜」という。）を実施する高等学校は、別表7〔27ページ〕に示すとおりとする。

II アドミッションポリシー（求める生徒像）

アドミッションポリシーとは、高等学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を示したものである。高等学校においては原則として、総合点等による選抜に加え、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、アドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う。

III 応募資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、

- ① 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- ② 中学校を卒業した者
- ③ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、令和5年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

のいずれかであって、次の「1」又は「2」に該当する者とする。

なお、以下の①から④のいずれかに該当する者は志願することができない。

- ① 高等学校（国公立のすべての高等学校をさす。以下の①から④において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和5年3月に卒業する見込みの者
 - ② 特別支援学校の高等部を卒業した者若しくは令和5年3月に卒業する見込みの者又は高等専門学校の第4学年以上に進級した者若しくは令和5年3月に進級する見込みの者
 - ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和5年3月に修了する見込みの者
 - ④ 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和5年3月に修了する見込みの者
- 1 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制にあつては、
- (1) 大阪府内（以下「府内」という。）の中学校卒業生（中学校卒業見込みの者を含む。以下同じ。）であつて、本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であつて、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が府内にある者
（注）住所とは、住民登録がされている居所をいう。以下同じ。
 - (2) (1)以外の者のうち、「IX 入学志願者の審査等」の「1」の(1)の定めにより入学志願特別事情申告書を提出する者
 - (3) (1)以外の者のうち、「IX 入学志願者の審査等」の「2」の定めにより大阪府公立高等学校を設置する教育委員会が交付した承認書（以下「教育委員会の承認書」という。）を提出する者
- 2 定時制及び通信制の課程にあつては、
- (1) 本人の住所又は勤務先が府内にある者
 - (2) 入学日までに勤務先が府内になることが確定している者
 - (3) (1)及び(2)以外の者のうち、「IX 入学志願者の審査等」の「1」の(2)の定めにより入学志願特別事情申告書を提出する者又は志願先高等学校長が志願することが適当であると認めた者

IV 募集人員

各高等学校の募集人員は、別途発表する。ただし、秋季選抜における募集人員は、若干名とする。

V 通学区域

高等学校の通学区域は、「大阪府立高等学校通学区域に関する規則」（平成13年大阪府教育委員会規則第1号）、「堺市立高等学校通学区域に関する規則」（平成13年堺市教育委員会規則第2号）、「東大阪市立日新高等学校通学区域に関する規則」（平成13年東大阪市教育委員会規則第2号）及び「岸和田市立産業高等学校通学区域に関する規則」（平成13年岸和田市教育委員会規則第1号）の定

めるところにより、府内全域とする。

VI 入学志願書の審査

高等学校長は、入学志願書について厳正に審査し、本実施要項にそわない出願については公正にこれを処理する。

VII 進学指導

1 中学校における進学指導

- (1) 各中学校においては、指導組織を整備し、生徒が、自己の将来の生き方に照らして、高等学校で学ぶ意義を理解し、目的を持って高等学校を選択できるよう、適正な進学指導を行うこと。
- (2) 進学指導に当たっては、一人ひとりの生徒の能力を十分に伸ばしうるよう指導・援助することが肝要であり、併せて保護者の理解をも深めるよう努め、特に次の事項に留意すること。
 - ア 志願者の学校選定の指導に当たっては、通学距離及び通学時間を十分考慮すること。
 - イ 学科等の選択の指導に当たっては、志願が適切なものとなるよう生徒の適性を十分把握するとともに、学科等について認識を深めさせること。
 - ウ 全日制の課程普通科単位制高等学校、全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）、多部制単位制（クリエイティブスクール）、定時制の課程、通信制の課程及び複数の学科等を設置する学校の志願者には、それぞれの課程・学科等の特色や趣旨を理解させること。
 - エ 自立支援選抜及び自立支援補充選抜の志願者並びに障がいや健康状態等により修学上の配慮が必要と考えられる者については、中学校長は志願先高等学校長とあらかじめ連絡をとること。

2 進学指導協議会

- (1) 進学指導協議会（以下「協議会」という。）は、府内の公立中学校長（必要に応じて、国立、私立中学校長を加える。）をもって組織する。
- (2) 協議会は、委員長、副委員長、その他の役員を互選し、府教育委員会及び関係教育委員会に報告する。
- (3) 協議会は、「1」の各項に留意し、中学校における進学指導の適正をはかる。
- (4) 府教育庁職員、関係教育委員会事務局職員及び関係高等学校長は、必要に応じて協議会に出席する。
- (5) 府内公立中学校長は、卒業見込者の進学希望者数を協議会を通じて府教育委員会に報告する。

VIII 留意すべき事項等

- 1 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪公立大学工業高等専門学校における学力検査による選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下「高等支援選抜」という。）及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜（以下「共生推進教室選抜」という。）において併願はできない。
- 2 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪公立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、高等支援選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、一般選抜に出願することができない。

なお、高等学校長は特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び自立支援選抜の合格者の受験番号を府教育委員会を通じて速やかに中学校長に通知する。
- 3 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪公立

大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、高等支援選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。また、一般選抜、二次選抜、自立支援補充選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜（以下「高等支援補充選抜」という。）及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜（以下「共生推進教室補充選抜」という。）の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合は、その入学資格を失う。

- 4 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、一般選抜、大阪公立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、高等支援選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、二次選抜、自立支援補充選抜、高等支援補充選抜及び共生推進教室補充選抜に出願することができない。
- 5 二次選抜、自立支援補充選抜、高等支援補充選抜及び共生推進教室補充選抜において併願はできない。
- 6 入学志願書の提出後は、志願先高等学校及び学科等の変更を認めない。
- 7 入学志願書の提出後は、入学検定料及び書類は一切還付しない。
- 8 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、高等学校長は所管の教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
- 9 高等学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
- 10 高等学校長は、志願者数、受験者数、合格者数、合格者の受験番号並びに入学状況及び学力検査実施結果を、府教育委員会及び所管の教育委員会に報告する。

IX 入学志願者の審査等

1 入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

次の(1)又は(2)に該当する者は入学志願特別事情申告書(様式121)〔様式集10ページ〕を作成し、出身中学校長の副申を得たうえで、出願時に志願先高等学校長に提出する。

なお、(2)イ及びウのいずれかに該当する者については、その事情を証明する資料を添付すること。

- (1) 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に入学を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者
 - ア 府内の中学校卒業者のうち、
 - (イ) 本人の住所が府内にあり、保護者のうちの一方（父又は母）の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない者
 - (ロ) 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者
 - (ハ) 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者
 - (ニ) 「第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜」の「本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者が志願できる選抜」を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者
 - a 本人の住所が能勢町又は豊能町にあり、保護者のうちの一方（父又は母）の住所は能勢町又は豊能町にあるが、他の一方の住所が特別の事情により能勢町又は豊能町にない者
 - b 本人の住所は能勢町又は豊能町にあるが、特別の事情により保護者の住所が能勢町又は豊能町にない者
 - c 本人は能勢町又は豊能町に居住しているが、特別の事情により住所が能勢町又は豊能町にない者

- d 入学日までに、本人及び保護者が能勢町又は豊能町に転居することが確実な者
ただし、能勢分校への入学手続きをするため、本人及び保護者が能勢町又は豊能町に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が能勢町外及び豊能町外に再び転居することが予定されている場合は除く。

(注) dについては、能勢分校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人及び保護者）を当該高等学校長に提出すること。

- イ 他府県の中学校卒業者のうち、本人の住所が府内にあり、保護者のうちの少なくとも一方の住所が府内にある者

- (2) 定時制又は通信制の課程に入学を志願する者については、「Ⅲ 応募資格」の2 (1) 又は (2) に該当しない者のうち次の各項のいずれかに該当する者

- ア 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

- イ 本人の住所が入学日までに府内になることが確実な者

ただし、高等学校への入学手続きをするため本人が府内に一時的に転居し、入学後、府外に再び転居することが予定されている場合は除く。

(注) イについては、高等学校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人）を当該高等学校長に提出すること。

- ウ その他特別な事情のある者

2 教育委員会の承認書の提出を必要とする者

教育委員会の承認書の提出を必要とする者の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、詳細については別に定め、令和4年11月に府教育委員会のウェブページにて公表する。ただし、秋季選抜については、令和5年7月に公表する。

(1) 対象者

全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に入学を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者は、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会の審査を経て、承認書の交付を受けたうえで、出願時に志願先高等学校長に提出する。

ただし、高等学校へ入学手続きをするため本人及び保護者が府内に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が府外に再び転居することが予定されている場合は、承認書の交付を申請することはできない。

- ア 府内の中学校卒業生、他府県の中学校卒業生並びに外国において中学校に相当する学校を卒業した者又は令和5年3月までに卒業する見込みの者のうち、本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実な者

(注) アについては、高等学校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人及び保護者）を当該高等学校長に提出すること。

- イ 本人及び保護者の住所が近隣府県にあって、地形及び交通機関等の関係上、その府県の高等学校（国公立のすべての高等学校をさす。）に通学することがはなはだしく困難であるか又はその府県に志望する学科が設置されていない場合で、府内の高等学校にその住所から通学できる者

- ウ 芸能文化科を志願する者であって、他府県の中学校卒業生又は府内の中学校卒業生で本人の住所が他府県にあっても、当該学科を設置している高等学校に保護者又は保護者代理（保護者の代わりに本人を養育する者）のもとから通学可能である者

- エ その他特別な事情のある者

(2) 提出書類

審査を希望する者は、次の書類を持参する。

- ア 大阪府公立高等学校応募資格審査申請書
- イ 大阪府内の転居予定先についての住居関係書類
- ウ 帰国生選抜に志願する者は、外国の在留期間及び帰国時期を証明する資料
- エ 日本語指導が必要な生徒選抜に志願する者は、中国等から帰国又は入国した時期並びに編入学した時期及び学年を証明する資料
- オ その他、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 審査期間

審査期間は、令和5年1月22日（日）、26日（木）、27日（金）及び29日（日）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。ただし、秋季選抜については、令和5年8月22日（火）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

なお、原則として(2)エ及びオの提出が必要な者については、審査に係る事前相談を行う。事前相談期間は、令和4年12月9日（金）から12月16日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。ただし、秋季選抜については、令和5年8月1日（火）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

また、この期間内に事前相談又は審査を受けることのできなかつた者について、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会が事情やむを得ないと認めた場合は特に事前相談又は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

X 自己申告書

1 自己申告書（様式111〈特別・能勢分校・帰国生・一般・二次・秋季選抜用〉）

(1) 全般的留意事項

- ア 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、一般選抜、二次選抜及び秋季選抜の志願者は、(3)のテーマについて記載し出願時に提出する。
- イ 高等学校長は自己申告書をアドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う際の資料とする。ただし、面接を実施する選抜においては、面接の参考資料とする。
- ウ 自己申告書は、様式111表〔様式集6ページ〕及び様式111裏〔様式集7ページ〕を表裏にしたA4判の用紙1枚とする。
- エ 合格者の自己申告書については、選抜の資料だけでなく入学後の指導の資料として活用することができるものとする。

(2) 記入上の留意事項

原則として、志願者の自筆とする。

(3) テーマ

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

2 自己申告書（様式112〈自立支援・自立支援補充選抜用〉）

自立支援選抜、自立支援補充選抜の志願者は、様式112表〔様式集8ページ〕及び様式112裏〔様

式集9ページ]を表裏にした用紙1枚に、様式中の各項目について記載し出願時に提出する。

なお、自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。

高等学校長は自己申告書を、面接の参考資料とする。

XI 調査書及び成績一覧表等

1 作成委員会等

(1) 中学校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書等作成委員会を組織し、作成の公正を期する。

(2) 高等学校長は、調査書中等に理解困難な事項があった場合は、中学校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容については、中学校長に説明を求めることはできない。

2 調査書（様式151〈特別・能勢分校・一般・二次選抜用〉）の作成

(1) 全般的留意事項

ア 中学校長は、府教育委員会が調査書を作成するために指定したソフト（以下「調査書作成ソフト」という。）を使用して作成することとする。

イ 特別選抜及び能勢分校選抜については、令和4年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和5年1月1日（日）から2月15日（水）までに転入学した者は、転入学した日をもって作成する。

なお、特別選抜において、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）又は昼夜間単位制への出願者のうち、令和4年3月以前に中学校を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）で「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者については、作成を要しない。

ウ 一般選抜及び二次選抜については、令和5年2月15日現在をもって作成する。ただし、令和5年2月16日（木）から3月7日（火）（二次選抜については令和5年2月16日（木）から3月23日（木））までに転入学した者は、転入学した日をもって作成する。

なお、一般選抜において、全日制の課程普通科単位制高等学校又は全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）への出願者のうち、過年度卒業者で「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者並びに定時制及び通信制の課程への出願者のうち満21歳以上（平成14年4月1日までに生まれた者）の志願者については、作成を要しない。

エ 帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び秋季選抜については、作成を要しない。

オ 転入学した者の成績等は、第3学年においては令和4年12月31日又は令和5年2月15日に、第1学年、第2学年においては各年度の3月31日に府内中学校に在籍していた場合、原則として様式155〔様式集18ページ〕及び様式156〔様式集19ページ〕（自立支援選抜等においては、様式157〔様式集20～21ページ〕）を用いて照会する。

(2) 記入上の留意事項

ア 「成績一覧表の番号」欄

成績一覧表において当該生徒を表示する番号を学年ごとに10桁までの半角数字を用いて記入する。（例 2022030101等。各学年の番号は同じである必要はない。）ただし、この番号は、当該生徒が令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜の2種類以上の入学者選抜に志願している場合、いずれの入学者選抜においても同じ番号を用いること。

イ 「各教科の学習の記録」欄

(ア) 各学年における必修の全教科について、中学校学習指導要領に示す当該学年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に基づく評定を、各学年の欄に、上位から5、4、3、2、

1の5段階の表示で記入し、合計欄には当該学年の評定の合計を記入する。

なお、教科の評価が当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）になじまないと中学校長が判断した場合は、評定を無記載とすること。評定を無記載とした教科の評定欄には「-」を記入すること。

(イ) 府内公立中学校においては、府教育委員会が示した次の「大阪府統一ルール（以下「府内統一ルール」という。）」に基づき記入する。

府内統一ルール

【第3学年】

〈チャレンジテスト実施5教科〉

- 1 府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、令和3年度の府内公立中学2年生（現3年生）の調査書評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施5教科の府全体の評定平均を3.54と定める。
- 2 各中学校は、令和4年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で調査書の評定を確定する。

〈チャレンジテスト実施教科以外の4教科〉

- 1 府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、令和3年度の府内公立中学2年生（現3年生）の調査書評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施教科以外の4教科の府全体の評定平均を3.61と定める。
- 2 各中学校は、自校の4教科の評定平均が3.61±0.3ポイントの範囲に収まっている場合、調査書の評定を確定する。
- 3 各中学校は、自校の4教科の評定平均が3.61±0.3ポイントの範囲に収まっていない場合、3.61±0.3ポイントの範囲と各中学校が算出した「評定平均の目安」±0.3ポイントの範囲とを合わせた二つの範囲の最大値と最小値の範囲内で調査書の評定を確定する。

【第2学年】

- 1 府教育委員会は、令和3年度の府内公立中学2年生の2学期末までの評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施5教科の府全体の評定平均を3.49と定める。
- 2 各中学校は、令和3年度中学生チャレンジテスト（2年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で、令和4年3月31日現在、2年生に在籍する生徒全員について調査書の評定を確定する。

【第1学年】

- 1 府教育委員会は、令和2年度の府内公立中学1年生の2学期末までの評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施3教科の府全体の評定平均を3.62と定める。
- 2 各中学校は、令和2年度中学生チャレンジテスト（1年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で、令和3年3月31日現在、1年生に在籍する生徒全員について調査書の評定を確定する。

(ウ) 府内の国立及び私立中学校においては、府内統一ルールを踏まえ、必要に応じて府教育委員会と協議を行い、評定を定める。

(エ) 過年度卒業者については、原則として、生徒指導要録に記載された評定に基づいて上位から5、4、3、2、1の5段階の表示で記入する。

(オ) 他府県の中学校においては、原則として当該都道府県立高等学校入学者選抜実施要項等に基づいて作成した評定を記入する。当該評定が10段階の表示の場合、上位から10、9、8、…として記入し、「評定の段階」欄に「10」と記入する。5段階の表示の場合、上位から5、4、3、…として記入し、「評定の段階」欄に「5」と記入する。合計欄には当該学年の評定の合計を記入する。

なお、当該都道府県立高等学校入学者選抜実施要項等に定めがない場合は、生徒指導要録

に記載された評定に基づいて記入すること。

ウ 「活動/行動の記録」欄

生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価する観点から、次の内容を踏まえ、記載内容ごとに項目を設定し箇条書きで記入する。

- (7) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、その他部活動等、校内での日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録を記載する。ただし、道徳を「特別の教科」として位置付けて実施した学年の道徳における教育活動の記録は記載しない。
- (4) 客観的で具体的な事実を、できるだけ詳細に示して記載する。
- (5) 生徒の人物像を示すため、記載者の評価を含む内容を記載する場合も、なぜそう判断するかの根拠（事実）と併せて記載する。
- (エ) 他府県の中学校から転入学した者については、生徒指導要録の内容等も参考に記載する。

3 調査書（様式152〈自立支援・自立支援補充選抜用〉）の作成

(1) 全般的留意事項

- ア 中学校長は、様式152表〔様式集14ページ〕及び様式152裏〔様式集15ページ〕を表裏にしたA4判の用紙1枚に、中学校での教育活動全般において生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、生徒の人物像を示すと思われる事項を具体的に記入する。
- イ 自立支援選抜については、令和4年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和5年1月1日（日）から2月15日（水）までに転入学した者は、転入学した日をもって作成する。
- ウ 自立支援補充選抜については、令和5年2月15日現在をもって作成する。ただし、令和5年2月16日（木）から3月23日（木）までに転入学した者は、転入学した日をもって作成する。

(2) 記入上の留意事項

- ア 「教科の学習に関する記録」欄及び「総合的な学習の時間に関する記録」欄
教科の学習及び総合的な学習の時間について特に熱心に取り組んだことや成果のあった事項を具体的に記載する。
- イ 「活動/行動の記録」欄
特別活動や校内・校外での活動及び生徒の良さや優れた点、成長の状況に関することについて、生徒の個性を多面的にとらえ、文章表記で具体的に記入する。
- ウ 生徒の人物像を示すため、記載者の評価を含む内容を記載する場合も、なぜそう判断するか
の根拠（事実）と併せて記載する。

4 成績一覧表（様式161、162、163、164、165、166）の作成

(1) 全般的留意事項

- ア 府内中学校長は、府内統一ルールに則って調査書の評定を確定するため、府教育委員会が成績一覧表を作成するために指定したソフトを使用して作成することとする。なお、過年度卒業
者については、作成を要しない。
また、他府県の中学校卒業生も、作成を要しない。
- イ 第3学年について
 - (7) 特別選抜及び能勢分校選抜については、様式161〔様式集22ページ〕により、令和4年12月31日現在をもって第3学年の在籍者全員について作成する。
 - (イ) 一般選抜については、様式161〔様式集22ページ〕により、令和5年2月15日現在をもって第3学年の在籍者全員について作成する。
 - (ウ) (7)、(イ)において、成績一覧表の作成日の翌日から各選抜の出願最終日までに転入学した者の成績等は、様式162〔様式集23ページ〕に取りまとめて記載する。

ウ 第2学年について

様式163〔様式集24ページ〕により、令和4年3月31日現在をもって第2学年の在籍者全員について作成したものに對し、中学校長が原本証明を行う。

なお、作成日の翌日以降に転入学した者の成績等は、様式164〔様式集25ページ〕に取りまとめて記載する。

エ 第1学年について

様式165〔様式集26ページ〕により、令和3年3月31日現在をもって第1学年の在籍者全員について作成したものに對し、中学校長が原本証明を行う。

なお、作成日の翌日以降に転入学した者の成績等は、様式166〔様式集27ページ〕に取りまとめて記載する。

オ イ、ウ、エにおいて、作成日以降に転出した者の成績等は作成した成績一覧表から削除せず記載したままとする。

(2) 記入上の留意事項

ア 「番号」欄

出願時の在籍者全員について重複のない番号を10桁までの半角数字（例 2022030101）を用いて記入する。

イ 「各教科の学習の記録」欄

評定は、「2」の(2)イにより記入する。

ウ 「小計」欄

「各教科の学習の記録」欄には、教科ごとに評定を記入した人数（評定を無記載とした者を除く人数）を票ごとに記入する。

5 推薦書（様式171）の作成

中学校長は、推薦書様式171表〔様式集28ページ〕及び様式171裏〔様式集29ページ〕を表裏にしたA4判の用紙1枚に「推薦する理由」、「障がいの状況及び中学校などにおける生活のようす」、「仲間づくり、交流活動、志願する高等学校との連携など中学校などにおける取組」について、できるだけ詳細に記入する。

6 提 出

(1) 提出方法

中学校長は、志願者の調査書（自立支援選抜及び自立支援補充選抜（以下「自立支援選抜等」という。）においては調査書及び推薦書）を志願先高等学校長に提出する。その際、様式153〔様式集16ページ〕（自立支援選抜等においては、様式154〔様式集17ページ〕）を表面に貼付又は印刷した角2封筒を用いること。複数の課程を設置している高等学校の異なる課程に出願する者がいる中学校にあっては、中学校長は調査書を課程別に提出すること。

なお、中学校長が志願者ごとに封入し厳封したものであれば、推薦書を提出する者が出願時に提出しても差し支えない。

また、中学校長は成績一覧表を志願先高等学校へ提出することを要しない。ただし、必要に応じて高等学校を所管する教育委員会が提出を求めることがある。

(2) 特別選抜、能勢分校選抜

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、令和5年2月14日（火）から2月17日（金）正午までに志願先高等学校長に提出する。ただし、音楽科については、令和5年2月7日（火）から2月10日（金）正午までに提出すること。

なお、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）又は昼夜間単位制への出願者のうち、過年度卒業生で「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者については、調査書の提

出を要しない。

(3) 帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、秋季選抜

帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び秋季選抜については、調査書の提出を要しない。

(4) 自立支援選抜

中学校長は、志願者の調査書（様式152）〔様式集14～15ページ〕及び推薦書（様式171）〔様式集28～29ページ〕を(1)に基づき、令和5年2月14日（火）から2月15日（水）午後4時までに志願先高等学校長に提出する。

(5) 一般選抜

ア 全日制及び定時制の課程への出願者

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、令和5年3月3日（金）から3月9日（木）正午までに志願先高等学校長に提出する。

ただし、全日制の課程普通科単位制高等学校又は全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）への出願者のうち、過年度卒業者で「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者及び定時制の課程への出願者のうち満21歳以上（平成14年4月1日までに生まれた者）の志願者については、調査書の提出を要しない。

イ 通信制の課程への出願者

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、令和5年3月2日（木）から3月6日（月）正午までに志願先高等学校長に提出する。

ただし、満21歳以上（平成14年4月1日までに生まれた者）の志願者については、調査書の提出を要しない。

(6) 二次選抜

ア 府内中学校出身者

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、出願時に志願先高等学校長に提出する。

なお、調査書が提出できない場合には、中学校長がその旨証明した書類（様式自由）を調査書に代えて提出すること。

イ 他府県中学校出身者で令和5年度一般選抜に出願しなかった者

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、出願時に志願先高等学校長に提出する。

なお、調査書が提出できない場合には、中学校長がその旨証明した書類（様式自由）を調査書に代えて提出すること。

ウ 他府県中学校出身者で令和5年度一般選抜に出願した者

(7) 令和5年度一般選抜での出願校より調査書等を回付するので、改めて調査書の提出は要しないが、当該志願者又は保護者は3月20日（月）午後5時までに、様式141〔様式集12ページ〕に必要事項を記載し、当該志願者の一般選抜における志願先高等学校長に提出し、当該志願者に関する資料の回付を依頼する。ただし、追検査を受験した者については、府教育委員会を通じて回付を依頼するので、様式141〔様式集12ページ〕の提出は不要とする。

また、入学志願書（様式102）〔様式集4ページ〕の指定欄に一般選抜の出願校名、課程名、学科等名、部名（通信制の課程の場合）、受験番号及び追検査受験の有無を記入する。

(8) 資料の回付依頼を受けた高等学校長は、3月22日（水）午後2時までに当該志願者に関する調査書を当該志願者の二次選抜における志願先高等学校長に回付する。ただし、追検査を受験した者の調査書については、府教育委員会から依頼を受けた後、速やかに当該志願者の二次選抜における志願先高等学校長に回付すること。

なお、入学志願特別事情申告書、承認書、住民票等についても、出願時に提出されていれば回付すること。

(ウ) 資料の回付を受けた高等学校長は、受領書を発行する。また、回付された資料は、二次選抜実施校で保存する。

(7) 自立支援補充選抜

中学校長は、志願者の調査書（様式152）〔様式集14～15ページ〕及び推薦書（様式171）〔様式集28～29ページ〕を(1)に基づき、出願時に志願先高等学校長に提出する。

7 調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱い

(1) 教育委員会の承認書の提出を必要としない者

（海外の中学校（外国における、日本の学校教育法第1条に規定する中学校等に相当する学校。ただし、文部科学省の認定した在外教育施設中学部を除く。以下「海外現地校」という。）で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る承認書の提出を必要としない者）

<実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜について>

受験者の中に調査書中の教科（一部の教科又は全部の教科）の評定がない者（以下「評定のない者」という。）がいる場合、「第2 特別入学者選抜」の「Ⅰ 全日制の課程専門学科」の3(4)(5)並びに「第7 一般入学者選抜」の「Ⅰ 全日制の課程普通科（単位制高等学校を除く。）、全日制の課程専門学科及び全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。）」の3(4)(5)、「Ⅱ 全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）」の2(3)ウ及び「Ⅲ 定時制の課程」の2(3)ウエにおいては評定のない者について、以下の手順に従って選抜を行う。ただし、一般選抜における全日制の課程普通科単位制高等学校、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）及び定時制の課程の「学力検査と調査書による選抜」にあつては、募集人員を合格予定者数に読み替えること。

ア 総合点による判定

(ア) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。

(イ) 受験者全員を総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べ、募集人員の110%（小数点以下は切り上げる。）に当たる者（総合点及び仮の総合点の同点者を含める。）までを仮の（Ⅰ）群とする。

(ウ) A群の決定について

仮の（Ⅰ）群において、総合点及び仮の総合点の高い者から募集人員の90%（小数点以下は切り捨てる。以下「90%の人員」という。）に当たる者（総合点及び仮の総合点の同点者を含める。）までを合格とする。

ただし、総合点及び仮の総合点の同点者がいるために、90%の人員が募集人員を超える場合は、90%の同点者よりも総合点及び仮の総合点が高い者までを合格とする。これをA群とする。

(エ) (ウ)において、仮の（Ⅰ）群で合格となっていない者（ただし、総合点及び仮の総合点の同点者がいるために、90%の人員が募集人員を超える場合は、90%の同点者に読み替える。）のうち、評定のない者をB'群、それ以外の者をB群とし、B群に含まれる者を仮のボーダーゾーンとする。

(オ) A群、B群及びB'群に含まれない受験者については、評定のない者をC'群、それ以外の者をC群とする。

イ 学力検査等の成績による判定

(ア) B'群またはC'群に含まれる者のうち、学力検査等の成績（実技検査を実施している選抜では、この成績も含む。以下同じ。）がB群及びC群のいずれの受験者よりも高い場合、当該受験者を合格とする。

- (イ) B'群またはC'群に含まれる者のうち、学力検査等の成績がA群及びB群のいずれの受験者よりも低い場合、当該受験者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。
- (ロ) B'群またはC'群に含まれる者のうち、(ア)及び(イ)において、合否の定まらなかった者を仮のボーダーゾーン（B群）に加えて、正式のボーダーゾーン（(Ⅱ)群）とする。

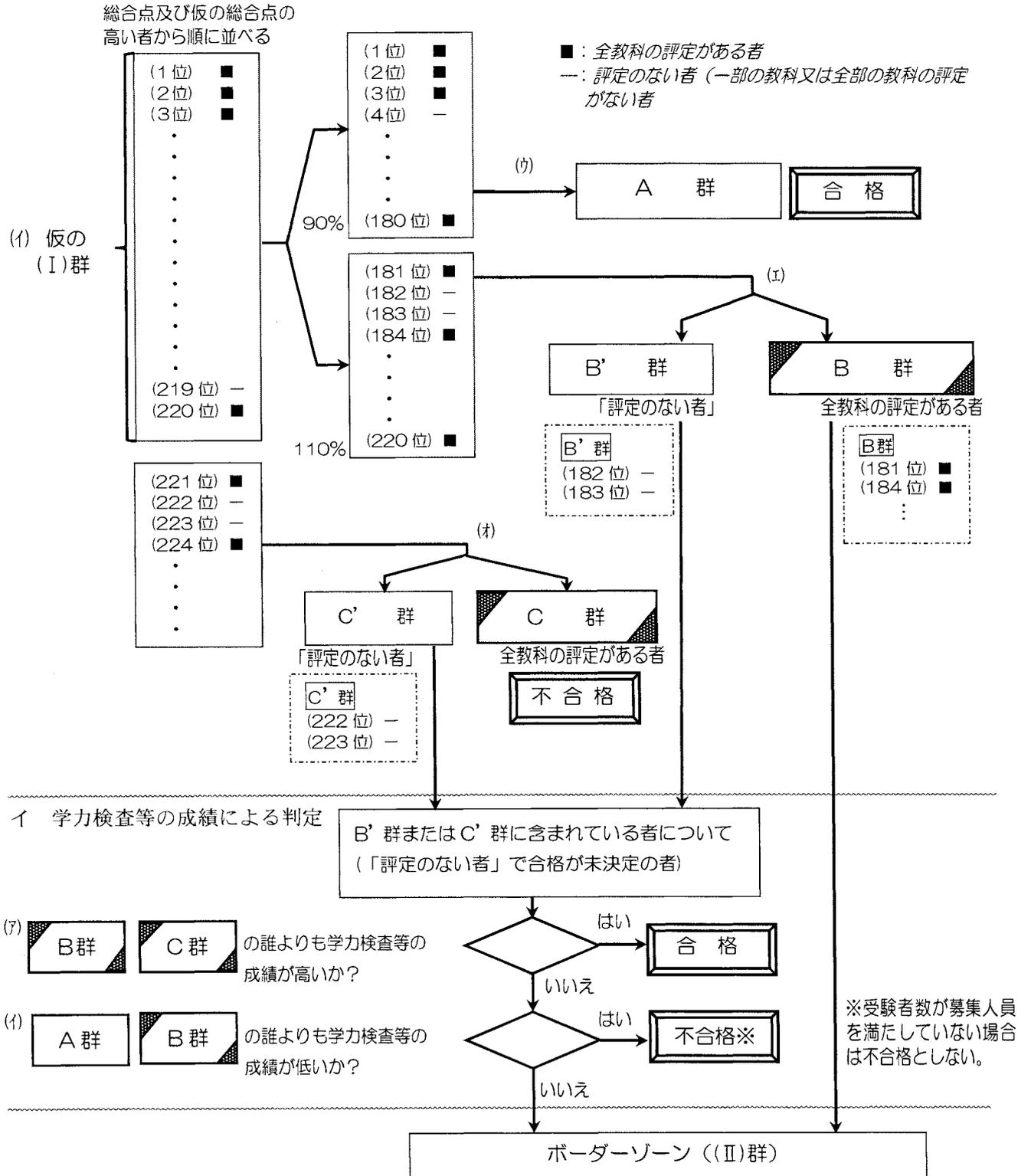
ウ ボーダーゾーン内の判定

- (ア) ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、各高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。
- (イ) (ア)による合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点及び仮の総合点の高い者から順に募集人員に当たる者までを合格とする。

【実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜の例（募集人員が200名の場合）】

ア 総合点による判定

(7) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。



ウ ボーダーゾーン内の判定

ボーダーゾーンの中からアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。優先的に合格とする者以外については、総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べ、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

＜面接を実施する特別選抜について＞

受験者の中に評定のない者がいる場合、「第2 特別入学者選抜」の「Ⅱ 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）」の3 (3) 及び「Ⅲ 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制」の2 (3) イにおいては評定のない者について、以下の手順に従って選抜を行う。ただし、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部並びに昼夜間単位制の「学力検査・面接と調査書による選抜」にあつては、募集人員を合格予定者数に読み替えること。

ア 第一手順による判定

第一手順として、評定のない者も含めたすべての受験者を対象に、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、アドミッションポリシーに最も適合する者から順に合格とする。

イ 学力検査の成績による判定

(ア) 第一手順で合格となっていない受験者全員のうち、評定のない者をA'群、それ以外の者をA群とする。

(イ) A'群に含まれる者のうち、学力検査の成績がA群のいずれの受験者より高い場合、当該受験者を合格とする。

ウ 総合点による判定

(ア) イにおいて、合格となっていない者について、総合点を算出する。ただし、評定のない者については、評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して、仮の総合点を算出する。

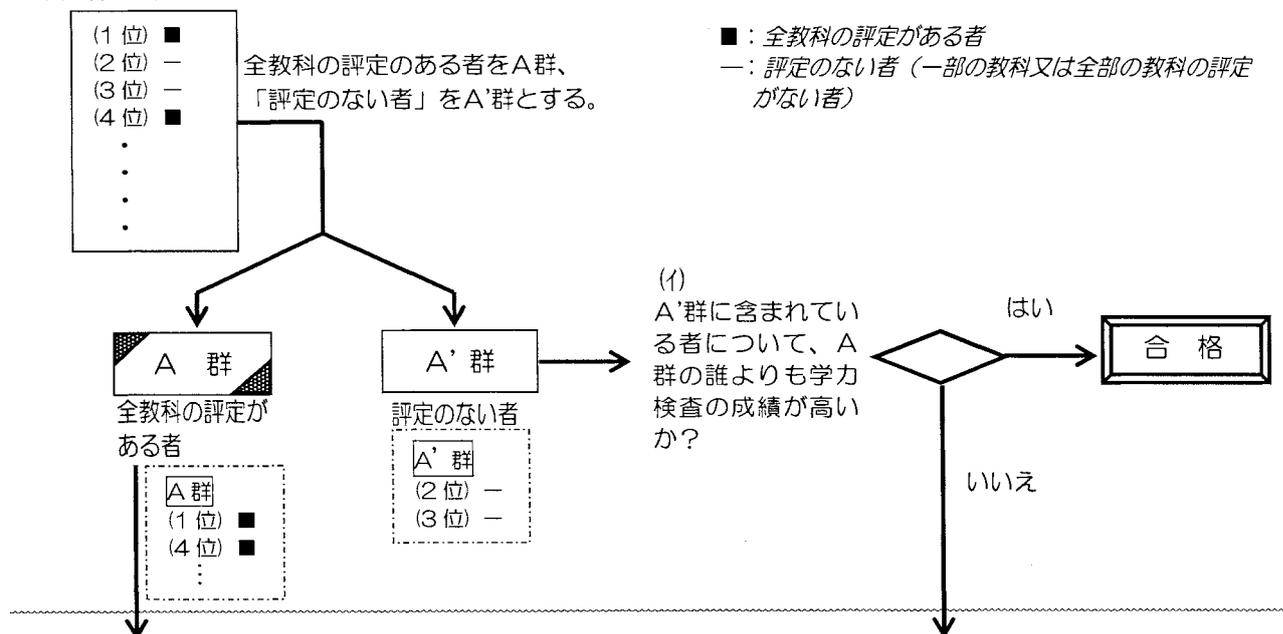
(イ) 総合点及び仮の総合点の高い順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

【面接を実施する特別選抜の例（募集人員が210名で、第一手順での合格者が95名の場合）】

ア 第一手順による判定での合格者が95名

イ 学力検査の成績による判定

(ア) 第一手順で合格となっていない受験者全員を学力検査の成績の高い者から順に並べる。



ウ 総合点による判定

評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。

上記A群及びA'群のうち合格となっていない受験者全員を総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べ、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(上記イ (イ) のA'群で合格者が2名いる場合)

- ・第一手順で合格となった者95名に加えて、上記イ (イ) で合格となった2名を合わせ、この段階で97名の合格者が決定している。
- ・総合点及び仮の総合点の高い者から、募集人員を満たすよう残り113名の合格者を決定する。

＜能勢分校選抜について＞

受験者の中に評定のない者がいる場合、「第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜」の「Ⅱ 能勢・豊能地域選抜」の3(2)及び「Ⅲ 府内全域選抜」の3(2)においては評定のない者について、能勢・豊能地域選抜及び府内全域選抜ごとに以下の手順に従って行う。

ア 学力検査等の成績による判定

(7) 受験者全員を、学力検査の成績（能勢・豊能地域選抜においては各教科の成績を合計した点数、府内全域選抜においては各教科の成績を合計したものを3で除して7倍した点数）に、面接の評価を点数化したもの及び自己申告書の評価を点数化したものを合計した点数を36で除して300倍したものを加えた点数の高い者から順に並べる。

(イ) 募集人員に当たる順位（同点者を含む。）までの者のうち、評定のない者を合格とする。

イ 総合点による判定

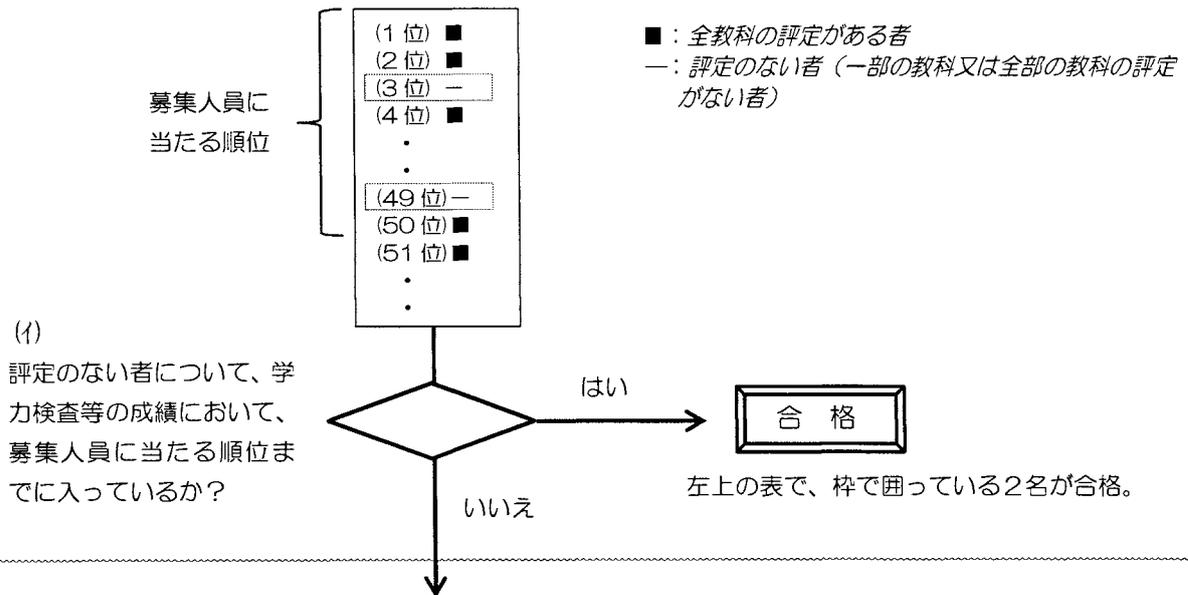
(7) アにおいて、合格となっていない評定のない者について、評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して、仮の総合点を算出する。

(イ) 総合点及び仮の総合点の高い順に、アの(イ)で決定した合格者数を募集人員から除いた人数を満たすよう合格者を決定する。

【能勢・豊能地域選抜及び府内全域選抜の例（募集人員が50名の場合）】

ア 学力検査等の成績による判定

(7) 学力検査等の成績の高い者から順に並べる。



イ 総合点による判定

評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。

合格となっていない受験者全員を総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べて、アの(イ)で決定した合格者数を募集人員から除いた人数を満たすよう合格者を決定する。

(上記ア(イ)で合格者が2名いる場合)

この段階で2名の合格者が決定しているので、総合点及び仮の総合点の高い者から、募集人員を満たすよう残り48名の合格者を決定する。

(2) 教育委員会の承認書の提出を必要とする者

(海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る承認書の提出を必要とする者)

評定のない者のうち、保護者の海外勤務等やむを得ない事情により、海外現地校で教育を受けており、その期間の調査書の評定が1箇学年以上全教科無記載になる者又は調査書が提出できない者で、日本で居住した期間は日本の中学校へ就学している者は、(1)の<実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜について>及び<面接を実施する特別選抜について>について、以下の取扱いを希望することができる。

なお、この取扱いを希望する者のうち、府内の中学校卒業者は、別に行う通知に従い、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会の承認を受けること。他府県の中学校及び海外現地校の卒業者は応募資格審査時に申請し、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会の承認を受けること。ただし、他府県の中学校卒業生で「IX 入学志願者の審査等」の「1」の(1)イ及び(2)に該当する者は、令和4年11月18日(金)までに府教育庁教育振興室高等学校課学事グループ(06-6944-6887)まで問い合わせること。

大阪府公立高等学校を設置する教育委員会の承認を受けた者(以下「海外対応を認められた者」という。)は、海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書を出願時に提出する。受験者の中に海外対応を認められた者がいる場合、各高等学校長は、当該志願者について、以下の手順に従って選抜を行う。

<実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜について>

ア 総合点による判定

(ア) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。

(イ) 受験者全員を総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べ、募集人員の110%(小数点以下は切り上げる。)に当たる者(総合点及び仮の総合点の同点者を含める。)までを仮の(I)群とする。

(ウ) A群の決定について

仮の(I)群において、総合点及び仮の総合点の高い者から募集人員の90%(小数点以下は切り捨てる。以下「90%の人員」という。)に当たる者(総合点及び仮の総合点の同点者を含める。)までを合格とする。

ただし、総合点及び仮の総合点の同点者がいるために、90%の人員が募集人員を超える場合は、90%の同点者よりも総合点及び仮の総合点が高い者までを合格とする。これをA群とする。

(エ) (ウ)において、仮の(I)群で合格となっていない者(ただし、総合点及び仮の総合点の同点者がいるために、90%の人員が募集人員を超える場合は、90%の同点者に読み替える。)のうち、全教科の評定がある者をB群とし、B群に含まれる者を仮のボーダーゾーンとする。

イ 学力検査等の成績による判定

(ア) アにおいて合格となっていない受験者を、学力検査等の成績(実技検査を実施している選抜では、実技検査の成績も含む。)の高い者から順に並べ、募集人員からアでの合格者数を減じたものに当たる順位(同点者を含む。)までに含まれる海外対応を認められた者を合格とする。

(イ) 募集人員の110%(小数点以下は切り上げる。)からアでの合格者数を減じたものに当たる順位(同点者を含む。)までに含まれなかった海外対応を認められた者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

(ウ) 海外対応を認められた者のうち、(ア)及び(イ)において、合否の定まらなかった者を仮のボーダーゾーン(B群)に加えて、正式のボーダーゾーン((II)群)とする。

ウ ボーダーゾーン内の判定

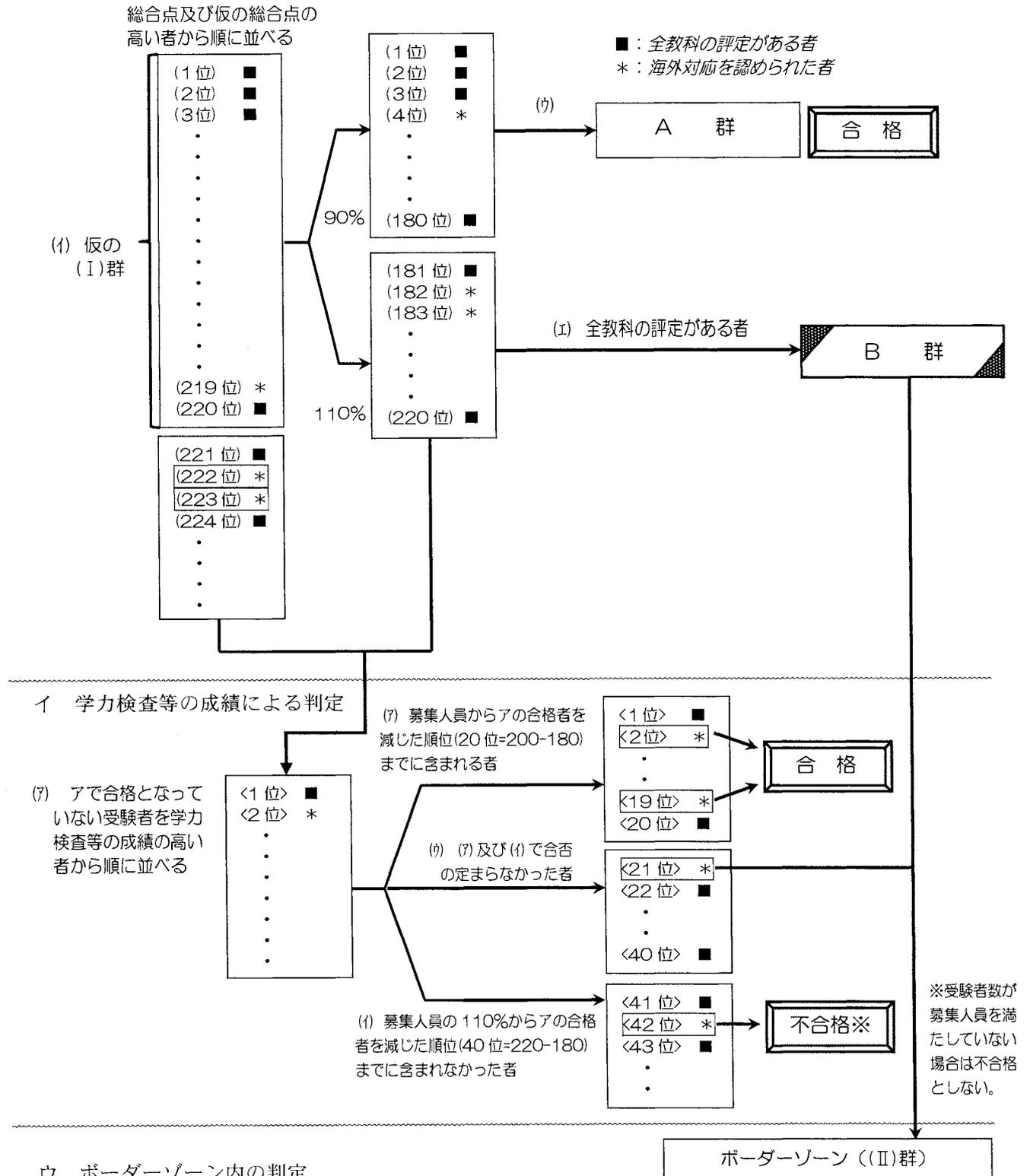
(ア) ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、各高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を優先的に合格とする。

(イ) 合格とならなかった海外対応を認められた受験者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

【実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜の例（募集人員が200名の場合）】

ア 総合点による判定

(7) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。



ウ ボーダーゾーン内の判定

ボーダーゾーンの中からアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。合格とならなかった海外対応を認められた受験者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

<面接を実施する特別選抜について>

ア 第一手順による判定

第一手順として、評定のない者も含めたすべての受験者を対象に、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、アドミッションポリシーに最も適合する者から順に合格とする。

イ 学力検査の成績による判定

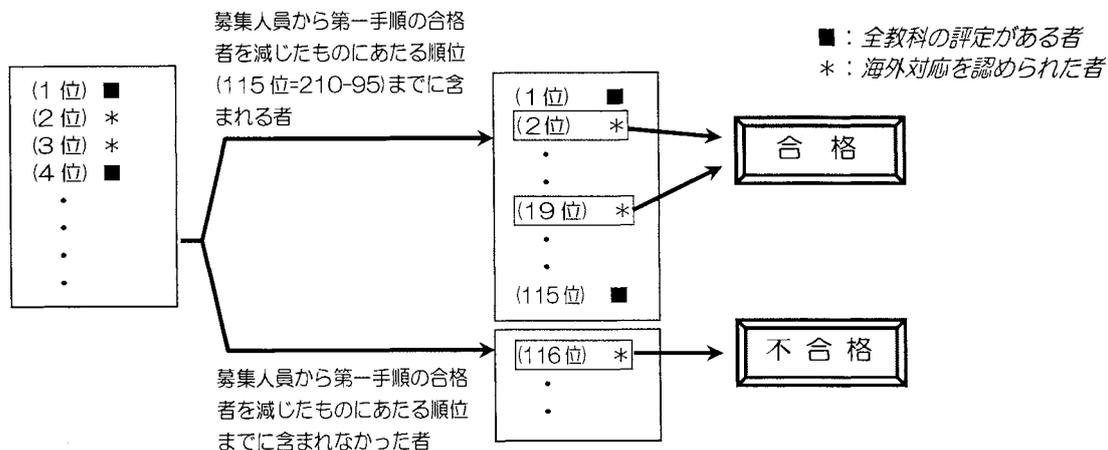
第一手順で合格となっていない受験者全員を学力検査の成績の高い者から順に並べ、募集人員から第一手順の合格者数を減じたものに当たる順位（同点者を含む。）までに含まれる海外対応を認められた者を合格とし、同順位までに含まれなかった海外対応を認められた者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

【面接を実施する特別選抜の例（募集人員が210名で、第一手順での合格者が95名の場合）】

ア 第一手順による判定での合格者が95名

イ 学力検査の成績による判定

第一手順で合格となっていない受験者全員を学力検査の成績の高い者から順に並べる。



XI 受験上の配慮について

障がいのある生徒や日本語指導が必要な帰国生徒等に対する入学者選抜における受験上の配慮については、別に定める。

XII 英語資格（外部検定）の活用

学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定（英検）を対象とする。）のスコア等（以下「スコア等」という。）を活用する。活用に当たり、府教育委員会はスコア等に応じた読み替え率を定め、この読み替え率により換算した点数と英語の学力検査の点数を比較し、高い方の点数を当該受験者の英語の学力検査の成績とする。

英語資格（外部検定）を活用する志願者は、スコア等を証明する証明書の写しを、出願時に志願先高等学校長に提出する。その際、中学校長は証明書の写しが原本と相違ないことを証明すること。

なお、英語資格（外部検定）の活用については、「基礎的問題」「標準的問題」「発展的問題」のすべての検査問題を対象とする。

<読み替え率>

TOEFL iBT	IELTS	実用英語技能検定	読み替え率
60点～120点	6.0～9.0	準1級・1級	100%
50点～59点	5.5	（対応無し）	90%
40点～49点	5.0	2級	80%

XIV 追検査

追検査を受験することのできる者は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜に出願した志願者のうち、学力検査等の当日に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。以下「感染症」という。）に罹患しており、当日すべての検査を受験しなかった者とする。（検査を一部でも受験した者は対象としない。）ただし、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜又は日本語指導が必要な生徒選抜に出願した志願者のうち一般選抜に出願した者は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜又は日本語指導が必要な生徒選抜に係る追検査を受験することはできない。

なお、志願先高等学校及び志望学科等は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜の出願時のものと変更することはできない。

1 検査の種類等

- (1) 追学力検査、追小論文及び追面接の3種類の検査方法を設ける。
- (2) 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に志願した者、平成14年4月2日以降に生まれた者で定時制の課程に志願した者及び平成14年4月1日までに生まれた者で定時制の課程に志願した際に「学力検査と面接による選抜」を申告した者の検査方法は追学力検査とする。

平成14年4月1日までに生まれた者で定時制の課程に志願した際に「小論文と面接による選抜」を申告した者の検査方法は追小論文とする。

通信制の課程に志願した者の検査方法は追面接とする。

2 追学力検査による判定

(1) 申 出

ア 申出期日及び申出時間は、3月13日（月）の午後1時から午後5時までとする。

イ 志願者は、別に定める追検査申出書を志願先高等学校長に提出する。ただし、申出場所は(2)

のとおりとする。（郵送は認めない。）

ウ 高等学校長は、追検査の受験が認められる者に対して、当該高等学校を所管する教育委員会を通じて受験票を発行する。

(2) 申出場所

受付は、以下により行う。

志願先高等学校	申出場所
府立高等学校	大阪府教育委員会が別に定める場所
堺市立堺高等学校	堺市立堺高等学校
東大阪市立日新高等学校	東大阪市立日新高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(3) 検査の実施

ア 追学力検査は、3月19日（日）午前9時30分から行う。

ただし、帰国生選抜の追学力検査は3月19日（日）午前10時40分から、日本語指導が必要な生徒選抜の追学力検査は3月19日（日）午前10時55分から行う。

イ 追学力検査は、追検査申出書を提出した志願者について各高等学校長が、当該高等学校を所管する教育委員会の指定する場所において行い、採点は当該高等学校において行う。

志願先高等学校	検査場所
府立高等学校	大阪府教育委員会が別に定める場所
堺市立堺高等学校	堺市立堺高等学校
東大阪市立日新高等学校	東大阪市立日新高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

ウ 追学力検査の問題は、国語、数学及び英語について、府教育委員会が作成する。なお、英語の追学力検査には、リスニングテストは含まない。

また、国語、数学及び英語の追学力検査においては、「基礎的・標準的問題」と「発展的問題」の2種類の問題を作成する。

追学力検査で使用する問題は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜において出願した志願先高等学校が使用した問題の種類に応じて、「基礎的問題」又は「標準的問題」を使用した場合は「基礎的・標準的問題」とし、「発展的問題」を使用した場合は「発展的問題」とする。

(4) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、追学力検査の成績、調査書及び自己申告書をもとに総合判定する。ただし、帰国生選抜に志願した者、特別選抜に志願した者のうち多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制において「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者並びに一般選抜に志願した者のうち全日制の課程普通科単位制高等学校、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）において「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者及び定時制の課程において平成14年4月1日までに生まれた者のうち「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者については、追学力検査の成績及び自己申告書をもとに総合判定する。また、日本語指導が必要な生徒選抜に志願した者については、追学力検査の成績をもとに総合判定する。

複数の学科等を設置している高等学校における合格者の決定に当たっては、当該志願者が志望する各学科等について、志望する学科等の順に判定を行う。

なお、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしている高等学校においては、募集人員を超えて合格者を決

定することができる。また、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしていない高等学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

3 追小論文による判定

(1) 申 出

申出については、「2」の(1)による。

(2) 検査の実施

ア 追小論文は、3月19日（日）午前9時30分から行う。

イ 追小論文は、追検査申出書を提出した志願者について各高等学校長が、当該高等学校を所管する教育委員会の指定する場所において行い、評価は、当該高等学校において行う。

志願先高等学校	検査場所
府立高等学校	大阪府教育委員会が別に定める場所
堺市立堺高等学校	堺市立堺高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(3) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、追小論文及び自己申告書の評価を組み合わせる総合判定する。複数の学科等を設置している高等学校における合格者の決定に当たっては、当該志願者が志望する各学科等について、志望する学科等の順に判定を行う。

なお、一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしている高等学校においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしていない高等学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

4 追面接による判定

(1) 申 出

申出については、「2」の(1)による。

(2) 検査の実施

ア 追面接は、自己申告書に基づき、3月19日（日）午後2時から行う。

イ 追面接は、追検査申出書を提出した志願者について府立桃谷高等学校長が府立桃谷高等学校において行う。

(3) 合格者の決定

平成14年4月2日以降に生まれた者については、調査書及び追面接の評価を組み合わせる総合判定する。平成14年4月1日までに生まれた者については、追面接の評価により判定する。その際、志願者が複数の部を志望している場合は、当該志願者が志望する各部について、志望する部の順に判定を行う。

なお、一般選抜の合格者数が募集人員を満たしている部においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般選抜の合格者数が募集人員を満たしていない部においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

5 その他

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「2」の(4)、「3」の(3)、「4」の(3)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 合格者の決定に当たって、「2」の(4)、「3」の(3)、「4」の(3)に従うことが実際にはなはだ

しく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

6 合格者の発表

合格者の発表は、志願先高等学校を所管する教育委員会が受付時に示すウェブページにおいて行う。ただし、追検査申出後に発行した受験番号による発表とし、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び一般選抜の受験番号での発表は行わない。

全日制の課程	3月22日（水）午前10時
定時制の課程	3月22日（水）午後2時
通信制の課程	3月22日（水）午後2時

(別表1)

特別入学者選抜実施校

1 全日制の課程（総合学科（エンパワメントスクール）を除く。）

学科名等		高等学校名	
		府立	市立
工業に関する学科	建築デザイン科 インテリアデザイン科 ビジュアルデザイン科 映像デザイン科 プロダクトデザイン科	工芸	_____
	デザインシステム科	_____	岸和田市立産業
総合造形科	港南造形	_____	_____
美術科	工芸	_____	_____
音楽科	夕陽丘	_____	_____
体育に関する学科	桜宮、汎愛、摂津、大塚	_____	_____
グローバル探究科	水都国際	_____	_____
演劇科	咲くやこの花	_____	_____
芸能文化科	東住吉	_____	_____

2 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

学科名	高等学校名
	府立
総合学科	淀川清流、成城、西成、長吉、箕面東、布施北、和泉総合、岬

3 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

課程等 学科名	高等学校名
	府立
多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部 普通科	大阪わかば
昼夜間単位制 普通科 ビジネス科	中央

(別表2)

大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学科名	高等学校名
	府立
総合学科	能勢分校

(別表3)

海外から帰国した生徒の入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	市 立
総 合 科 学 科	住吉、千里、泉北	—————
英 語 科	東、いちりつ	東大阪市立日新
国 際 文 化 科	旭、枚方、花園、長野、佐野、住吉、千里、泉北	—————
グ ロ ー バ ル 科	箕面、和泉	—————
グ ロ ー バ ル 探 究 科	水都国際	—————

(別表4)

日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜実施校

1 全日制の課程

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
普 通 科	東淀川	
総 合 学 科	福井、門真なみはや、八尾北、成美	
総 合 学 科 (エンパワメントスクール)	長吉、布施北	

2 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部(クリエイティブスクール)

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
普 通 科	大阪わかば	

(別表5)

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学 科 名 等	高 等 学 校 名	
	府 立	
普通科 知的障がい生徒自立支援コース	桜宮、阿武野、八尾翠翔	
フラワーファクトリ科・環境緑化科・バイオサイエンス科 知的障がい生徒自立支援コース	園芸	
機械工学科・電気工学科・理工学科 知的障がい生徒自立支援コース	東淀工業	
総合学科 知的障がい生徒自立支援コース	柴島、枚方なぎさ、松原、堺東、貝塚	
総合学科(エンパワメントスクール) 知的障がい生徒自立支援コース	西成	

(別表6)

一般入学者選抜実施校

1 全日制の課程（総合学科（クリエイティブスクール）を除く。）

学科名等	高等学校名		
	府立	市立	
普通科	東淀川、旭、桜宮、東、汎愛、清水谷、夕陽丘、港、阿倍野、東住吉、平野、阪南、池田、渋谷、桜塚、豊島、刀根山、箕面、春日丘、茨木西、北摂つばさ、吹田、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、寝屋川、西寝屋川、北かわち阜が丘、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方津田、いちりつ、守口東、門真西、野崎、緑風冠、交野、布施、花園、かわち野、みどり清朋、山本、八尾、八尾翠翔、大塚、河南、富田林、金剛、懐風館、長野、藤井寺、狭山、登美丘、泉陽、金岡、東百舌鳥、堺西、福泉、堺上、美原、泉大津、信太、高石、和泉、久米田、佐野、日根野、貝塚南、りんくう翔南	東大阪市立日新	
普通科 (単位制高等学校)	市岡、大阪府教育センター附属、槻の木、鳳	—————	
農業に関する学科	園芸、農芸	—————	
工業に関する学科 (特別選抜実施学科を除く。)	東淀工業、淀川工科、都島工業、西野田工科、泉尾工業、生野工業、今宮工科、茨木工科、城東工科、布施工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科	堺市立堺	
商業に関する学科	商業科	淀商業、鶴見商業、住吉商業	東大阪市立日新、岸和田市立産業
	マネジメント創造科	—————	堺市立堺
グローバルビジネス科	大阪ビジネスフロンティア	—————	
食物文化科	咲くやこの花	—————	
福祉ボランティア科	淀商業	—————	
理数科	東、いちりつ	—————	
総合科学科	住吉、千里、泉北	—————	
サイエンス創造科	—————	堺市立堺	
英語科	東、いちりつ	東大阪市立日新	
国際文化科	旭、枚方、花園、長野、佐野、住吉、千里、泉北	—————	
グローバル科	箕面、和泉	—————	
文理学科	北野、大手前、高津、天王寺、豊中、茨木、四條畷、生野、三国丘、岸和田	—————	
教育文理学科	桜和	—————	
総合学科	柴島、咲くやこの花、大正白稜、今宮、千里青雲、福井、枚方なぎさ、芦間、門真なみはや、枚岡樟風、八尾北、松原、堺東、成美、伯太、貝塚	—————	

2 全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）

学科名	高等学校名	
	府立	市立
総合学科	東住吉総合	

3 定時制の課程

学科名等	高等学校名	
	府立	市立
普通科	大手前、桃谷、桜塚、春日丘、寝屋川、布施、三国丘	_____
工業に関する学科	_____	堺市立堺
商業に関する学科 商業科	_____	岸和田市立産業
	マネジメント創造科	_____
総合学科	都島工業、西野田工科、今宮工科、工芸、茨木工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科、成城、和泉総合	_____

4 通信制の課程

学科名	高等学校名	
	府立	市立
普通科	桃谷	

(別表7)

秋季入学者選抜実施校

1 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）

学科名	高等学校名	
	府立	市立
普通科	大阪わかば	

2 定時制の課程

学科名	高等学校名	
	府立	市立
普通科	桃谷	

第2 特別入学者選抜

特別選抜に志願することができる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者とする。

ただし、芸能文化科にあっては、他府県の中学校卒業者又は府内の中学校卒業者で本人の住所が他府県にある者のうち、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会が承認した者も志願することができる。

I 全日制の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）

1 出 願

(1) 出願は、1校1学科に限る。

ただし、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校においては、他の1学科を第2志望とすることができる。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

ア 音楽科

2月7日	火	午前9時～午後4時
2月8日	水	

イ 音楽科以外の学科

2月14日	火	午前9時～午後4時
2月15日	水	

(3) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕

イ 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ 入学検定料

(ア) 府立の高等学校への志願者については、府立学校用の納付書（府立全日制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(イ) 岸和田市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

エ （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

オ （海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）

海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

カ （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

キ （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

ク （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

ケ (府立夕陽丘高等学校の音楽科志願者のみ)

専攻及び受験曲名等の申告票(令和5年度)(様式131)[様式集11ページ]

なお、声楽、管楽器及び打楽器の課題bについては、申告票とともに楽譜(写し)[大きさはA4判]を1部提出する。

2 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び実技検査を行う。

(1) 学力検査

ア 学力検査は、2月20日(月)午前8時50分から行う。

イ 学力検査は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

ウ 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」と「標準的問題」の2種類(「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」[74ページ]参照)の問題を作成する。ただし、リスニングテストは同一問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、高等学校を所管する教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」[73ページ]に示す種類の学力検査の問題で実施する。

(2) 実技検査

実技検査を実施する学科、検査内容、検査種目及び検査日は次のとおりとし、当該学科の入学者選抜を実施する高等学校長が、当該高等学校において行う。

学 科 名	検 査 内 容	検 査 種 目	検 査 日
工業に関する学科(建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科)、総合造形科及び美術科	美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力	基礎的描写 ----- 総合的表現	2月21日(火)
音楽科	音楽に関する基礎的な視唱力・聴取力及び希望する専攻実技における表現力	視唱 ----- 専攻実技 ----- 聴音	2月18日(土) 2月20日(月)
体育に関する学科	運動に関する基礎的な能力及び希望する検査種目における技能	運動能力 ----- 運動技能	2月21日(火)
グローバル探究科	英語に関する技能のうち、「読む」「聴く」「話す」の総合的な運用能力	英文の音読 ----- 英語による口頭試問	2月21日(火)
演劇科	演技に関する基礎的な表現力	身体表現 ----- 歌唱表現	2月21日(火)
芸能文化科	芸能文化に関する基礎的な表現力及び探究力	朗読 ----- 口頭試問	2月21日(火)

(注) 音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科の実技検査については、9月16日(金)に発表した「令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜〔実技検査内容〕について」を参照のこと。

(3) 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

ア 学力検査等の実施時間割及び配点

(7) 音楽科以外の学科

2月20日(月)

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	40分	40分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:00 } 9:40	10:00 } 10:40	11:00 } 11:40	11:50 } 12:05	13:00 } 13:40	14:00 } 14:40
配 点	45点	45点	45点		45点	45点

(i) 音楽科

2月20日(月)

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時	第6時
検査教科等	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会	聴 音
時 間	40分	40分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分	30分程度
時 刻	9:00 } 9:40	10:00 } 10:40	11:00 } 11:40	11:50 } 12:05	13:00 } 13:40	14:00 } 14:40	15:00 } 15:30頃
配 点	45点	45点	45点		45点	45点	20点

イ 実技検査の実施時間割及び配点

(7) 工業に関する学科(建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科)、総合造形科及び美術科

2月21日(火)

検査種目	基礎的描写	総合的表現
時 間	40分	60分
時 刻	9:00 } 9:40	10:00 } 11:00
配 点	75点	75点

(i) 音楽科

2月18日(土)

班 別	午前 の 班		午後 の 班	
	視 唱	専攻実技	視 唱	専攻実技
時 刻	9:20から 個人別実施	すべての受験者の 「視唱」の検査終了後 から個人別実施	12:30から 個人別実施	すべての受験者の 「視唱」の検査終了後 から個人別実施
配 点	30点	100点	30点	100点

(注) 1 受験者を午前の班、午後の班に二分して実施する。

2 実技検査は、視唱30点、専攻実技100点に、聴音(2月20日(月)実施)20点を加えて、合計150点満点。

(ウ) 体育に関する学科
2月21日(火)

検査種目	運動能力	運動技能
時刻	9:00から 個人別に実施	すべての受験者の 「運動能力」の検査 終了後、昼食をはさみ 午後に個人別に実施
配点	45点	180点

(エ) グローバル探究科
2月21日(火)

班別	午前の班		午後の班	
検査種目	英文の 音読	英語による 口頭試問	英文の 音読	英語による 口頭試問
時刻	9:00から 個人別に実施		12:50から 個人別に実施	
配点	20点	80点	20点	80点

(注)
受験者を午前の班、午後の班に二分して実施する。

(オ) 演劇科
2月21日(火)

班別	午前の班		午後の班	
検査種目	身体 表現	歌唱 表現	身体 表現	歌唱 表現
時刻	9:00から 個人別 に実施	9:00から 個人別 に実施	12:50から 個人別 に実施	12:50から 個人別 に実施
配点	75点	75点	75点	75点

(注)
受験者を午前の班、午後の班に二分して実施する。

(カ) 芸能文化科
2月21日(火)

検査種目	朗読	口頭試問
時刻	9:00から 個人別に実施	すべての受験者の 「朗読」の検査終了後 から個人別に実施
配点	50点	50点

3 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- (1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- (2) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書とする。
- (3) 選抜に当たっては、学力検査及び実技検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。
なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

- ア 学力検査の各教科の成績を合計する。(225点満点)
- イ 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)
- ウ ア及びイで算出した点数に、次のⅠからⅤの5つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を所管する教育委員会が決定した倍率(「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕参照)をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
Ⅰ	1.4倍	0.6倍
Ⅱ	1.2倍	0.8倍
Ⅲ	1.0倍	1.0倍
Ⅳ	0.8倍	1.2倍
Ⅴ	0.6倍	1.4倍

- エ ウで算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。
- (4) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
- ア 総合点の高い者から、募集人員の110%に当たる者までを(Ⅰ)群とする。
- イ (Ⅰ)群において、総合点の高い者から募集人員の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を(Ⅱ)群(ボーダーゾーン)とする。
- ウ ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を優先的に合格とする。
- エ ウによる合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。
- (5) 複数の学科を設置している高等学校における各学科の合格者の決定は、次のように行う。
- ア すべての受験者を、第1志望の学科に関係なく総合点の高い者から順に並べる。
- イ 総合点の高い者から順に、第1志望の学科に振り分ける。
- ウ イにおいて各学科の募集人員の110%に当たる人数に先に達した学科について、(4)の手順により合格者を決定する。
- エ すでに合格となった者及びウにおいて選抜を行った学科のみを志望している者を除き、ア、イ、ウの手順を繰り返し、各学科の合格者を決定する。
- ただし、イにおいて、第1志望の学科にすでに不合格となり、他の学科を第2志望としていた者については、第2志望の学科を第1志望として扱う。
- (6) 合格者の決定に当たって、(2)、(3)、(4)及び(5)に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- (7) 高等学校長は、1月30日(月)までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月1日(水)午後2時に各高等学校において行う。

II 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

1 出 願

- (1) 出願は、1校に限る。
 (2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	火	午前9時～午後4時
2月15日	水	

- (3) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕

イ 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ 入学検定料

府立学校用の納付書（府立全日制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

エ （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

オ （海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）

海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

カ （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

キ （「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の1(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

ク （「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の1(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

2 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

- (1) 学力検査は、2月20日（月）午前8時50分から行い、面接は、2月21日（火）午前8時50分から行う。
 (2) 学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。
 (3) 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」と「標準的問題」の2種類（「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照）の問題を作成する。ただし、リスニングテストは同一問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、府教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕に示す種類の学力検査の問題で実施する。

- (4) 面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づいて、集団面接で行う。
 (5) 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

ア 2月20日(月)

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	40分	40分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:00 } 9:40	10:00 } 10:40	11:00 } 11:40	11:50 } 12:05	13:00 } 13:40	14:00 } 14:40
配 点	45点	45点	45点		45点	45点

イ 2月21日(火)

	面 接
時 間	————
時 刻	9:00から 班ごとに実施
配 点	————

3 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- (1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- (2) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。
- (3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア 選抜の第一手順として、国語、数学及び英語の学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

その際、面接、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の評価の比率については、2：1：1とし、それぞれの評価を合わせて、総合判定する。

なお、第一手順による選抜における合格者数については、募集人員の50%を上限とする。

イ 第一手順における合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。(225点満点)
- (イ) 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、次のⅠからⅤの5つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率（「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕参照）をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
Ⅰ	1.4倍	0.6倍
Ⅱ	1.2倍	0.8倍
Ⅲ	1.0倍	1.0倍
Ⅳ	0.8倍	1.2倍
Ⅴ	0.6倍	1.4倍

- (4) 合格者の決定に当たって、(2)及び(3)に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- (5) 高等学校長は、1月30日(月)までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月1日(水)午後2時に各高等学校において行う。

Ⅲ 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

1 選抜の種類等

- (1) 「学力検査・面接と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」（調査書を要しない選抜）の2種類の選抜方法を設ける。
- (2) 令和5年3月に中学校を卒業する見込みの者についての選抜方法は、「学力検査・面接と調査書による選抜」とする。
- また、過年度卒業者についての選抜方法は、「学力検査・面接と調査書による選抜」又は「学力検査と面接による選抜」のうちいずれか一方とし、志願者は出願時に選抜方法を申告するものとする。
- (3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
- ア すべての学科等の募集人員を合計した人数を、「学力検査・面接と調査書による選抜」のすべての学科等の受験者数の合計と「学力検査と面接による選抜」のすべての学科等の受験者数の合計の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を決定する。
- イ アで決定した「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を、この選抜における各学科等の第1志望の受験者数の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」における各学科等の合格予定者数を決定する。
- ウ 各学科等の「学力検査と面接による選抜」における合格者を、イで決定した合格予定者数を上限として決定する。
- エ 各学科等の「学力検査・面接と調査書による選抜」の合格予定者数は、各学科等の募集人員から、各学科等の「学力検査と面接による選抜」の合格者数を除いたものとする。
- オ 各学科等の「学力検査・面接と調査書による選抜」における合格者を、エで決定した合格予定者数を満たすよう決定する。

2 学力検査・面接と調査書による選抜

(1) 出 願

ア 出願は、1校1学科等に限る。

ただし、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）は他の1部を、昼夜間単位制は他の1学科を第2志望とすることができる。

イ 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	火	午前9時～午後4時
2月15日	水	

ウ 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

(ア) 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕

(イ) 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

(ウ) 入学検定料

府立学校用の納付書（府立定時制、多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部及び昼夜間単位制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 950円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(エ) （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

(オ) （海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）

海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

(カ) (過年度卒業者のみ)

本人及び保護者(両親のある場合は両親とも)の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(キ) (「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1 (2)に該当する者)

入学志願特別事情申告書(様式121)〔様式集10ページ〕

(ク) (「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1 (3)に該当する者)

教育委員会の承認書及びその関係書類

(2) 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

ア 学力検査は、2月20日(月)午前8時50分から行い、面接は、2月21日(火)午前8時50分から行う。

イ 学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

ウ 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」と「標準的問題」の2種類(「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照)の問題を作成する。ただし、リスニングテストは同一問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、府教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕に示す種類の学力検査の問題で実施する。

エ 面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づいて、集団面接で行う。

オ 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

(ア) 2月20日(月)

時 限	第1時	第2時	第3時	第4時	第5時	
検査教科	国 語	数 学	英 語	理 科	社 会	
時 間	40分	40分	40分 リスニングテスト 15分	40分	40分	
時 刻	9:00 } 9:40	10:00 } 10:40	11:00 } 11:40	11:50 } 12:05	13:00 } 13:40	14:00 } 14:40
配 点	45点	45点	45点	45点	45点	

(イ) 2月21日(火)

	面 接
時 間	————
時 刻	9:00から 班ごとに実施
配 点	————

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

イ 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

(ア) 各学科等の選抜の第一手順として、国語、数学及び英語の学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、各学科等を第1志望としている者を対象に、その高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に最も適合する者から順に合格とする。

その際、面接、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の評価の比率については、2:1:1とし、それぞれの評価を合わせて、総合判定する。

なお、第一手順による選抜における合格者数については、「1」の(3)エにより定めた各学科等

の合格予定者数の50%を上限とする。

- (4) 第一手順における合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を資料とし「1」の(3)エにより定めた各学科等の合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

- a 学力検査の各教科の成績を合計する。(225点満点)
 b 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)
 c a及びbで算出した点数に、次のIからVの5つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率(「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕参照)をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
I	1.4倍	0.6倍
II	1.2倍	0.8倍
III	1.0倍	1.0倍
IV	0.8倍	1.2倍
V	0.6倍	1.4倍

- d 各学科等の合格者の決定は、次のように行う。
- (a) 第一手順における合格者を除いた受験者を、第1志望の学科等に関係なく総合点の高い者から順に並べる。
- (b) 総合点の高い者から順に、第1志望の学科等に振り分ける。
- (c) (b)において第一手順での合格者を含めた人数が、「1」の(3)エにより定めた各学科等の合格予定者数に当たる人数に先に達した学科等について、総合点の高い者から順に「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。
- (d) すでに合格となった者及び(c)において選抜を行った学科等のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合点の高い者から順に並べる。
- (e) (c)において合格者を決定しなかった学科等について、総合点の高い者から順に「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

3 学力検査と面接による選抜

(1) 出 願

出願については「2」の(1)による。ただし、ウ(㊦)を除く。

(2) 学力検査等

学力検査等については「2」の(2)による。

ただし、エにおいては、面接は、自己申告書に基づいて、集団面接で行う。

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

イ 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

- (ア) 各学科等の選抜の第一手順として、国語、数学及び英語の学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価及び自己申告書を資料として、各学科等を第1志望としている者を対象に、その高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に最も適合する者から順に合格とする。

その際、面接及び自己申告書の評価の比率については、2:1とし、それぞれの評価を合わせて、

総合判定する。

なお、第一手順による選抜における合格者数については、「1」の(3)イにより定めた各学科等の合格予定者数の50%を上限とする。

(i) 第一手順における合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績を資料とし、「1」の(3)イにより定めた各学科等の合格予定者数を上限として合格者を決定する。

ただし、(7)による合格者に第二手順による合格者を加えた人数は、「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を上限とする。

各学科等の合格者の決定は、次のように行う。

a 第一手順における合格者を除き、「学力検査・面接と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」のすべての受験者を、第1志望の学科等に関係なく学力検査の成績の高い者から順に並べる。

b 学力検査の成績の高い者から順に、第1志望の学科等に振り分ける。

c bにおいて第一手順での合格者を含めた人数が、各学科等の募集人員に当たる人数に先に達した学科等について、募集人員に当たるまでの人数の中に含まれる「学力検査と面接による選抜」の受験者の中から、学力検査の成績が高い者から順に「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

ただし、(7)による合格者にcによる合格者を加えた人数は、「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を上限とする。

d すでに合格となった者及びcにおいて選抜を行った学科等のみを志望している者を除いたすべての受験者を、学力検査の成績の高い者から順に並べる。

e cにおいて合格者を決定しなかった学科等について、第一手順での合格者を含め、学科等の募集人員に当たるまでの人数の中に含まれる「学力検査と面接による選抜」の受験者の中から、学力検査の成績が高い者から順に「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

ただし、(7)による合格者にeによる合格者を加えた人数は、「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を上限とする。

4 選抜実施計画等

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「1」の(3)、「2」の(3)、「3」の(3)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 合格者の決定に当たって、「1」の(3)、「2」の(3)及び「3」の(3)に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(3) 高等学校長は、1月30日(月)までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

5 合格者の発表

合格者の発表は、3月1日(水)午後2時に各高等学校において行う。

第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

能勢分校選抜に志願することができる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者とする。

I 選抜の種類等

- 1 「本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者が志願できる選抜（以下「能勢・豊能地域選抜」という。）」と「本人及び保護者の住所が府内にある者が志願できる選抜（以下「府内全域選抜」という。）」の2種類の選抜方法を設ける。
- 2 本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者についての選抜方法は、「能勢・豊能地域選抜」又は「府内全域選抜」のうちいずれか一方とし、志願者は出願時に選抜方法を申告するものとする。

II 能勢・豊能地域選抜

1 出 願

- (1) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	火	午前9時～午後4時
2月15日	水	

- (2) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

なお、出願場所は、大阪府立豊中高等学校能勢分校とする。

ア 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕

イ 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ 入学検定料

府立学校用の納付書（府立全日利用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

エ （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

オ （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

カ （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

キ （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

2 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

- (1) 学力検査は、2月20日（月）午前8時50分から行い、面接は、2月21日（火）午前8時50分から行う。

- (2) 学力検査等は、志願者全員について高等学校長が、大阪府立豊中高等学校能勢分校において行う。

- (3) 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」（「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照）で実施する。

(4) 面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づいて、個人面接で行う。

(5) 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

ア 2月20日(月)

時 限	第1時	第2時	第3時	第4時	第5時	
検査教科	国 語	数 学	英 語	理 科	社 会	
時 間	40分	40分	40分	リスニングテスト 15分 40分	40分	
時 刻	9:00 } 9:40	10:00 } 10:40	11:00 } 11:40	11:50 } 12:05	13:00 } 13:40	14:00 } 14:40
配 点	45点	45点	45点	45点	45点	

イ 2月21日(火)

	面 接
時 間	—————
時 刻	9:00から 個人別実施
配 点	18点

3 入学者の選抜

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

(2) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定、面接の評価を点数化したもの、自己申告書の評価を点数化したもの及び調査書中の活動/行動の記録の評価を点数化したものを加えた総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう、合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

ア 学力検査の各教科の成績を合計する。(225点満点)

イ 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)

ウ 面接の評価(18点満点)、自己申告書の評価(9点満点)及び調査書中の活動/行動の記録の評価(9点満点)を合計した点数を36で除したものを300倍する。(300点満点)

エ ア、イ及びウで算出した点数を合計する。(750点満点)

(3) 「Ⅲ 府内全域選抜」の「3」(1)及び(2)において合格者数が当該選抜方法による募集人員を下回る場合については、本選抜方法により合格となっていない受験者の中から、当該選抜方法による募集人員を満たすよう合格者を決定する。

Ⅲ 府内全域選抜

1 出 願

出願については「Ⅱ」の「1」による。

2 学力検査等

学力検査等については「Ⅱ」の「2」による。

3 入学者の選抜

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

(2) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定、面接の評価を点数化したもの、自己申告書の評価を点数化したもの及び調査書中の活動/行動の記録の評価を点数化したものを加えた総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう、合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

ア 学力検査の各教科の成績を合計した点数を3で除したものを7倍する。(525点満点)

- イ 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)
 - ウ 面接の評価(18点満点)、自己申告書の評価(9点満点)及び調査書中の活動/行動の記録の評価(9点満点)を合計した点数を36で除したものを300倍する。(300点満点)
 - エ ア、イ及びウで算出した点数を合計する。(1,050点満点)
- (3) 「Ⅱ 能勢・豊能地域選抜」の「3」(1)及び(2)において合格者数が当該選抜方法による募集人員を下回る場合については、本選抜方法により合格となっていない受験者の中から、当該選抜方法による募集人員を満たすよう合格者を決定する。

Ⅳ 選抜実施計画等

- 1 高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。
- 2 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 3 合格者の決定に当たって、「Ⅱ」の「3」及び「Ⅲ」の「3」に従うことが実際上はなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 4 高等学校長は、1月30日(月)までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

Ⅴ 合格者の発表

合格者の発表は、3月1日(水)午後2時に大阪府立豊中高等学校能勢分校において行う。

第4 海外から帰国した生徒の入学者選抜

帰国生選抜に志願することができる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者のうち、原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者とする。

I 出 願

- 1 出願は、1校1学科に限る。
- 2 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	火	午前9時～午後4時
2月15日	水	

- 3 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

(1) 入学志願書(様式101)〔様式集2～3ページ〕

(2) 自己申告書(様式111)〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

(3) 外国の在留期間及び帰国時期を証明する資料

(4) 入学検定料

ア 府立の高等学校への志願者については、府立学校用の納付書(府立全日用)により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書(入学志願書貼付用)を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

イ 東大阪市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

(5) (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)

スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)

(6) (過年度卒業者のみ)

本人及び保護者(両親のある場合は両親とも)の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(7) (「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者)

入学志願特別事情申告書(様式121)〔様式集10ページ〕

(8) (「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者)

教育委員会の承認書及びその関係書類

II 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

1 学力検査等は、2月20日(月)午前8時50分から行う。

2 学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

3 学力検査の問題は、数学及び英語について中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」(「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照)で実施する。

4 面接は、自己申告書に基づき、日本語による個人面接で行う。

5 受験者が希望する和訳辞書1冊の持込みを可能とする(例:中日辞典)。ただし、英和辞典及び英語が記載されているものは英語の学力検査では使用できない。使用する辞書は、2月17日(金)正午までに志

願先高等学校長に提出する。

6 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

時 限	第1時	第2時	第3時	
検査教科等	面 接	数 学	英 語	
時 間	—	40分	40分	リスニングテスト 15分
時 刻	9:00から 個人別 に実施	10:00 ～ 10:40	11:00 ～ 11:40	11:50 ～ 12:05
配 点	—	45点	45点	

III 入学者の選抜

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 選抜の資料は、学力検査の成績及び面接の評価とする。
- 3 合格者の決定に当たっては、学力検査の成績及び面接の評価を組み合わせ総合判定する。
- 4 合格者の決定に当たって、「2」及び「3」に従うことが実際上はなほだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 5 高等学校長は、1月30日（月）までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

IV 合格者の発表

合格者の発表は、3月1日（水）午後2時に各高等学校において行う。

第5 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

日本語指導が必要な生徒選抜に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者のうち、原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第4学年以上の学年に初めて編入学した者その他特別の事情があり府教育委員会が本選抜に志願することが適当であると認めた者とする。

I 出 願

1 出願は、1校1学科等に限る。

なお、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）においては、Ⅰ部にのみ出願することができる。

2 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	火	午前9時～午後4時
2月15日	水	

3 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

(1) 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕

(2) 日本語指導が必要な生徒選抜への出願資格に係る申請書の写し及び承認書

日本語指導が必要な生徒選抜に志願する者は、府教育委員会の審査を経て当該選抜への出願資格に係る承認書の交付を受けたうえで、審査時に提出した申請書の写しと併せて、交付された承認書を出願時に志願先高等学校長に提出する。（申請時期及び申請方法については、別に定める。）

(3) 入学検定料

府立高等学校全日制の課程への志願者については、府立学校用の納付書（府立全日制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

府立高等学校多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）への志願者については、府立学校用の納付書（府立定時制、多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部及び昼夜間単位制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 950円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(4) （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

(5) （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(6) （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

(7) （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

II 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び作文を行う。

1 学力検査等は、2月20日（月）午前8時50分から行う。

2 学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

3 学力検査の問題は、数学及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」（「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照）で実施する。

4 作文については、日本語以外の使用を認める。このとき使用する言語については、原則としてあらかじめ申請するものとする。（申請時期及び申請方法については、別に定める。）

5 各教科の学力検査においては、漢字にひらがなのルビをつけた学力検査問題を配付する。

また、作文の題意の理解を支援するため、キーワードとなる語について、外国語を併記したものを配付する。

さらに、受験者が希望する外国語の辞書の持込みを2冊まで可能とする（例：日中辞典と中日辞典）。ただし、和英、英和辞典及び英語が記載されているものは英語の学力検査では使用できない。使用する辞書は、2月17日（金）正午までに志願先高等学校長に提出する。

6 学力検査の時間は同一問題で実施する特別選抜における時間の約1.3倍とし、学力検査等の実施時間割及び配点は次のとおりとする。

時 限	第1時	第2時	第3時	
検査教科等	作 文	数 学	英 語	
時 間	40分	50分	50分	リスニングテスト 20分
時 刻	9:00 } 9:40	10:00 } 10:50	11:10 } 12:00	12:10 } 12:30
配 点	—	45点	45点	

III 入学者の選抜

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 選抜の資料は、学力検査の成績及び作文の評価とする。
- 3 合格者の決定に当たっては、学力検査の成績及び作文の評価を組み合わせる総合判定する。
- 4 合格者の決定に当たって、「2」及び「3」に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 5 高等学校長は、1月30日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

IV 合格者の発表

合格者の発表は、3月1日（水）午後2時に各高等学校において行う。

第6 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

自立支援選抜に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 令和5年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がい有すると判定を受けた者
- ③ 自主的な通学が可能である者

I 出 願

- 1 出願は、1校に限る。
- 2 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	火	午前9時～午後4時
2月15日	水	

- 3 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

- (1) 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕
- (2) 自己申告書（様式112）〔様式集8～9ページ〕

自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。

- (3) 療育手帳の写し又は知的障がい有するという判定の写し
- (4) 入学検定料

府立学校用の納付書（府立全日制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

- (5) （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者）
入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕
- (6) （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者）
教育委員会の承認書及びその関係書類

II 学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

- 1 面接の実施日については、次のとおりとする。

実施日		高等学校名
2月17日	金	桜宮、阿武野、八尾翠翔、園芸、東淀工業、柴島、西成、枚方なぎさ、松原、堺東、貝塚
2月20日	月	—————
2月21日	火	—————

- 2 面接は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。
- 3 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- 4 面接は、保護者の同伴を原則とする。
- 5 面接の時間については、出願時に、当該高等学校長が示す。
- 6 本選抜に出願した志願者のうち、1に示す面接実施日に感染症に罹患しており、当日の受験が認められなかった者に対して、2月27日（月）に面接を行う。詳細は別に定める。

Ⅲ 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- 3 合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項並びに面接の内容をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
- 4 合格者の決定に当たって、「2」及び「3」に従うことが実際にはなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 5 高等学校長は、1月30日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

Ⅳ 合格者の発表

合格者の発表は、3月1日（水）午後2時に各高等学校において行う。

知的障がい生徒自立支援コース

本コースは、大阪府学校教育審議会答申（「高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ方策について」）（平成17年8月）に基づき、知的障がいのある生徒が社会的自立を図ることができるよう、高等学校において一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備していく観点から設置するものである。

第7 一般入学者選抜

全日制の課程に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者とし、定時制及び通信制の課程に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の2に該当する者とする。

I 全日制の課程普通科（単位制高等学校を除く。）、全日制の課程専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。）、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科）及び全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。）

1 出 願

(1) 出願は、1校1学科等に限る。

ただし、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校においては、他の1学科等を第2志望とすることができる。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月3日	金	午前9時～午後4時
3月6日	月	
3月7日	火	午前9時～午後2時

(3) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕

イ 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ 入学検定料

(ア) 府立の高等学校への志願者については、府立学校用の納付書（府立全日用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(イ) 堺市立の高等学校、東大阪市立の高等学校及び岸和田市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

エ （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

オ （海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）

海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

カ （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

キ （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1 (2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

ク （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1 (3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

2 学力検査

選抜のための学力検査を行う。

- (1) 学力検査は、3月10日（金）午前9時から行う。
- (2) 学力検査は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。
- (3) 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」、「標準的問題」及び「発展的問題」の3種類（「一般入学者選抜における問題の種類及び特徴」〔80ページ〕参照）の問題を作成する。ただし、リスニングテストについては、「基礎的問題」及び「標準的問題」を同一問題とし、「発展的問題」は別の問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、高等学校を所管する教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔76～79ページ〕に示す種類の学力検査の問題で実施する。

- (4) 学力検査の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

ア 数学及び英語の学力検査において、「基礎的問題」又は「標準的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:10	10:20	11:30	12:20	13:30	14:30
	10:00	11:10	12:10	12:35	14:10	15:10
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

イ 数学の学力検査において「基礎的問題」又は「標準的問題」、英語の学力検査において「発展的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	50分	30分	リスニングテスト 25分	40分	40分
時 刻	9:10	10:20	11:30	12:10	13:30	14:30
	10:00	11:10	12:00	12:35	14:10	15:10
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

ウ 数学の学力検査において「発展的問題」、英語の学力検査において「基礎的問題」又は「標準的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	60分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:10	10:20	11:40	12:30	13:40	14:40
	10:00	11:20	12:20	12:45	14:20	15:20
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

エ 数学及び英語の学力検査において、「発展的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	60分	30分	リスニングテスト 25分	40分	40分
時 刻	9:10	10:20	11:40	12:20	13:40	14:40
	10:00	11:20	12:10	12:45	14:20	15:20
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

3 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- (1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- (2) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績及び自己申告書とする。
- (3) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

ア 学力検査の各教科の成績を合計する。(450点満点)

イ 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を6倍、第1、2学年の評定を2倍する。(450点満点)

ウ ア及びイで算出した点数に、次のⅠからⅤの5つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を所管する教育委員会が決定した倍率（「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔76～79ページ〕参照）をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
I	1.4倍	0.6倍
II	1.2倍	0.8倍
III	1.0倍	1.0倍
IV	0.8倍	1.2倍
V	0.6倍	1.4倍

(4) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア 総合点の高い者から、募集人員の110%に当たる者までを(I)群とする。

イ (I)群において、総合点の高い者から募集人員の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を(II)群(ボーダーゾーン)とする。

ウ ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を、優先的に合格とする。

エ ウによる合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(5) 複数の学科等を設置している高等学校における各学科等の合格者の決定は、次のように行う。

ア すべての受験者を、第1志望の学科等に関係なく総合点の高い者から順に並べる。

イ 総合点の高い者から順に、第1志望の学科等に振り分ける。

ウ イにおいて各学科等の募集人員の110%に当たる人数に先に達した学科等について、(4)の手順により合格者を決定する。

エ すでに合格となった者及びウにおいて選抜を行った学科等のみを志望している者を除き、ア、イ、ウの手順を繰り返し、各学科等の合格者を決定する。

ただし、イにおいて、第1志望の学科等にすでに不合格となり、他の学科等を第2志望としていた者については、第2志望の学科等を第1志望として扱う。

(6) 合格者の決定に当たって、(2)、(3)、(4)及び(5)に従うことが実際上はなほだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(7) 高等学校長は、1月30日(月)までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月20日(月)午前10時に各高等学校において行う。

II 全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）

1 選抜の種類等

- (1) 「学力検査と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」（調査書を要しない選抜）の2種類の選抜方法を設ける。
- (2) 令和5年3月に中学校を卒業する見込みの者についての選抜方法は、「学力検査と調査書による選抜」とする。
また、過年度卒業者についての選抜方法は、「学力検査と調査書による選抜」又は「学力検査と面接による選抜」のうちいずれか一方とし、志願者は出願時に選抜方法を申告するものとする。
- (3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - ア 募集人員を、それぞれの選抜の受験者数の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を決定する。
 - イ 「学力検査と面接による選抜」における合格者を、アの合格予定者数を上限として決定する。
 - ウ 「学力検査と調査書による選抜」の合格予定者数は、募集人員から、「学力検査と面接による選抜」の合格者数を除いたものとする。
 - エ 「学力検査と調査書による選抜」における合格者を、ウの合格予定者数を満たすよう決定する。

2 学力検査と調査書による選抜

(1) 出 願

- ア 出願は、1校に限る。
- イ 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月3日	金	午前9時～午後4時
3月6日	月	
3月7日	火	午前9時～午後2時

- ウ 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）
 - (ア) 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕
 - (イ) 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕
自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。
 - (ロ) 入学検定料
府立学校用の納付書（府立全日用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。
 - (ハ) （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）
スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）
 - (ニ) （海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）
海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書
 - (ホ) （過年度卒業者のみ）
本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書
 - (ヘ) （「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の1(2)に該当する者）
入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕
 - (ニ) （「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の1(3)に該当する者）
教育委員会の承認書及びその関係書類

(2) 学力検査

選抜のための学力検査を行う。

ア 学力検査は、3月10日（金）午前9時から行う。

イ 学力検査は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

ウ 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」、「標準的問題」及び「発展的問題」の3種類（「一般入学者選抜における問題の種類及び特徴」〔80ページ〕参照）の問題を作成する。ただし、リスニングテストについては、「基礎的問題」及び「標準的問題」を同一問題とし、「発展的問題」は別の問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、府教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔76～79ページ〕に示す種類の学力検査の問題で実施する。

エ 学力検査の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

(ア) 数学及び英語の学力検査において、「基礎的問題」又は「標準的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:10	10:20	11:30	12:20	13:30	14:30
	10:00	11:10	12:10	12:35	14:10	15:10
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

(イ) 数学の学力検査において「基礎的問題」又は「標準的問題」、英語の学力検査において「発展的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	50分	30分	リスニングテスト 25分	40分	40分
時 刻	9:10	10:20	11:30	12:10	13:30	14:30
	10:00	11:10	12:00	12:35	14:10	15:10
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

(ウ) 数学の学力検査において「発展的問題」、英語の学力検査において「基礎的問題」又は「標準的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	60分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:10	10:20	11:40	12:30	13:40	14:40
	10:00	11:20	12:20	12:45	14:20	15:20
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

(エ) 数学及び英語の学力検査において、「発展的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	60分	30分	リニアテスト 25分	40分	40分
時 刻	9:10	10:20	11:40	12:20	13:40	14:40
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績及び自己申告書とする。

イ 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。(450点満点)

(イ) 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を6倍、第1、2学年の評定を2倍する。(450点満点)

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、次のIからVの5つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率(「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔76～79ページ〕参照)をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
I	1.4倍	0.6倍
II	1.2倍	0.8倍
III	1.0倍	1.0倍
IV	0.8倍	1.2倍
V	0.6倍	1.4倍

エ 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

(ア) 総合点の高い者から、「1」の(3)エにより定めた合格予定者数の110%に当たる者までを(I)群とする。

(イ) (I)群において、総合点の高い者から「1」の(3)エにより定めた合格予定者数の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を(II)群(ボーダーゾーン)とする。

(ウ) ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を、優先的に合格とする。

(エ) (ウ)による合格者が、「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たさない場合は、総合点の高い者から順に、「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

3 学力検査と面接による選抜

(1) 出 願

出願については「2」の(1)による。ただし、エ(ウ)は除く。

(2) 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

- ア 学力検査等は、3月10日（金）午前9時から行う。
- イ 学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。
- ウ 学力検査の問題は、「2」の(2)ウによる。
- エ 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- オ 学力検査の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

(ア) 数学及び英語の学力検査において、「基礎的問題」又は「標準的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時	第6時
検査教科等	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会	面 接
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分	—
時 刻	9:10 } 10:00	10:20 } 11:10	11:30 } 12:10	12:20 } 12:35	13:30 } 14:10	14:30 } 15:10	15:30から 個人別に 実施
配 点	90点	90点	90点		90点	90点	—

(イ) 数学の学力検査において「基礎的問題」又は「標準的問題」、英語の学力検査において「発展的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時	第6時
検査教科等	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会	面 接
時 間	50分	50分	30分	リスニングテスト 25分	40分	40分	—
時 刻	9:10 } 10:00	10:20 } 11:10	11:30 } 12:00	12:10 } 12:35	13:30 } 14:10	14:30 } 15:10	15:30から 個人別に 実施
配 点	90点	90点	90点		90点	90点	—

(ウ) 数学の学力検査において「発展的問題」、英語の学力検査において「基礎的問題」又は「標準的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時	第6時
検査教科等	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会	面 接
時 間	50分	60分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分	—
時 刻	9:10 } 10:00	10:20 } 11:20	11:40 } 12:20	12:30 } 12:45	13:40 } 14:20	14:40 } 15:20	15:40から 個人別に 実施
配 点	90点	90点	90点		90点	90点	—

(エ) 数学及び英語の学力検査において、「発展的問題」で選抜を実施する学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時	第6時
検査教科等	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会	面 接
時 間	50分	60分	30分	リスニングテスト 25分	40分	40分	—
時 刻	9:10 } 10:00	10:20 } 11:20	11:40 } 12:10	12:20 } 12:45	13:40 } 14:20	14:40 } 15:20	15:40から 個人別に 実施
配 点	90点	90点	90点		90点	90点	—

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

イ 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

(7) 「学力検査と調査書による選抜」及び「学力検査と面接による選抜」のすべての受験者を、学力検査の成績の高い者から順に並べる。

(4) 募集人員の90%の人数に含まれる「学力検査と面接による選抜」の受験者の中から、学力検査の成績が高い者から順に、「1」の(3)アにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

(5) (4)により「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を満たさなかった場合は、「学力検査と面接による選抜」の受験者のうち、(4)による合格者を除いた者の中から、面接の評価及び自己申告書を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を合格とする。

ただし、(4)による合格者に(5)による合格者を加えた人数は、「1」の(3)アにより定めた合格予定者数を上限とする。

4 選抜実施計画等

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「1」の(3)、「2」の(3)、「3」の(3)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 合格者の決定に当たって、「1」の(3)、「2」の(3)、「3」の(3)に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(3) 高等学校長は、1月30日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

5 合格者の発表

合格者の発表は、3月20日（月）午前10時に各高等学校において行う。

III 定時制の課程

1 選抜の種類等

- (1) 「学力検査と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」の3種類の選抜方法を設ける。
- (2) 平成14年4月2日以降に生まれた者についての選抜方法は、「学力検査と調査書による選抜」とする。
また、平成14年4月1日までに生まれた者についての選抜方法は、「学力検査と面接による選抜」とし、志願者が希望する場合、学力検査を小論文に代えた「小論文と面接による選抜」とすることができる。志願者は出願時に選抜方法を申告するものとする。
- (3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - ア すべての学科の募集人員を合計した人数を、「学力検査と調査書による選抜」のすべての学科の受験者数の合計と「学力検査と面接による選抜」のすべての学科の受験者数の合計と「小論文と面接による選抜」のすべての学科の受験者数の合計の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」の合格予定者数を決定する。
 - イ アで決定した「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」の合格予定者数を、それぞれの選抜における各学科の第1志望の受験者数の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」における各学科の合格予定者数を決定する。
 - ウ 各学科の「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」における合格者を、イで決定した合格予定者数を満たすよう決定する。
 - エ 各学科の「学力検査と調査書による選抜」の合格予定者数は、各学科の募集人員から、各学科の「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」の合格者数を除いたものとする。
 - オ 各学科の「学力検査と調査書による選抜」における合格者を、エで決定した合格予定者数を満たすよう決定する。

2 学力検査と調査書による選抜

(1) 出 願

ア 出願は、1校1学科に限る。

ただし、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校においては、他の1学科を第2志望とすることができる。

イ 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月3日	金	午後3時～午後7時
3月6日	月	
3月7日	火	午後3時～午後5時

ウ 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

(7) 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕

(4) 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

(6) 入学検定料

a 府立の高等学校への志願者については、府立学校用の納付書（府立定時制、多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部及び昼夜間単位制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 950円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

b 堺市立の高等学校及び岸和田市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料 950円を現金で納入する。

- (イ) (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)
スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)
- (ロ) (海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ)
海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書
- (ハ) (過年度卒業者のみ)
本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書
- (ニ) (他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ)
事業主による勤務証明書(勤務見込みの場合を含む。)
- (ホ) (「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の2(3)に該当する者)
入学志願特別事情申告書(様式121)〔様式集10ページ〕

(2) 学力検査

選抜のための学力検査を行う。

ア 学力検査は、3月10日(金)午前9時から行う。

イ 学力検査は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

ウ 学力検査の問題は、国語、数学及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語については、「基礎的問題」、「標準的問題」及び「発展的問題」の3種類(「一般入学者選抜における問題の種類及び特徴」〔80ページ〕参照)の問題を作成する。ただし、リスニングテストについては、「基礎的問題」及び「標準的問題」を同一問題とし、「発展的問題」は別の問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、高等学校を所管する教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔79ページ〕に示す種類の学力検査の問題で実施する。

エ 学力検査の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

(ア) 府立大手前高等学校、府立春日丘高等学校、府立三国丘高等学校

時 限	第1時	第2時	第3時	
検査教科	国 語	数 学	英 語	
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分
時 刻	9:10 }	10:30 }	11:40 }	12:30 }
	10:00	11:20	12:20	12:45
配 点	90点	90点	90点	

(イ) (ア)以外の高等学校

時 限	第1時	第2時	第3時	
検査教科	国 語	数 学	英 語	
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分
時 刻	9:10 }	10:20 }	11:30 }	12:20 }
	10:00	11:10	12:10	12:35
配 点	90点	90点	90点	

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績及び自己申告書とする。

イ 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。(270点満点)

(イ) 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3.6倍、第1、2学年の評定を1.2倍する。(270点満点)

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、次のⅠからⅤの5つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を所管する教育委員会が決定した倍率(「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔79ページ〕参照)をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
Ⅰ	1.4倍	0.6倍
Ⅱ	1.2倍	0.8倍
Ⅲ	1.0倍	1.0倍
Ⅳ	0.8倍	1.2倍
Ⅴ	0.6倍	1.4倍

ウ 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

(ア) 総合点の高い者から、「1」の(3)エにより定めた合格予定者数の110%に当たる者までを(Ⅰ)群とする。

(イ) (Ⅰ)群において、総合点の高い者から「1」の(3)エにより定めた合格予定者数の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を(Ⅱ)群(ボーダーゾーン)とする。

(ウ) ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を、優先的に合格とする。

(エ) (ウ)による合格者が、「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たさない場合は、総合点の高い者から順に「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

エ 複数の学科を設置している高等学校における各学科の合格者の決定は、次のように行う。

(ア) すべての受験者を、第1志望の学科に関係なく総合点の高い者から順に並べる。

(イ) 総合点の高い者から順に、第1志望の学科に振り分ける。

(ウ) (イ)において各学科の「1」の(3)エにより定めた合格予定者数の110%に当たる人数に先に達した学科について、ウの手順により合格者を決定する。

(エ) すでに合格となった者及び(ウ)において選抜を行った学科のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合点の高い者から順に並べる。

(オ) (ウ)において合格者を決定しなかった学科について、ウの手順により「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

3 学力検査と面接による選抜

(1) 出 願

出願については「2」の(1)による。ただし、ウ(オ)は除く。

(2) 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

- ア 学力検査等は、3月10日（金）午前9時から行う。
- イ 学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。
- ウ 学力検査の問題は、「2」の(2)ウによる。
- エ 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- オ 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

(ア) 府立大手前高等学校、府立春日丘高等学校、府立三国丘高等学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時
検査教科等	国 語	数 学	英 語		面 接
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分	————
時 刻	9:10 } 10:00	10:30 } 11:20	11:40 } 12:20	12:30 } 12:45	13:40から 個人別に 実施
配 点	90点	90点	90点		————

(イ) (ア)以外の高等学校

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時
検査教科等	国 語	数 学	英 語		面 接
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分	————
時 刻	9:10 } 10:00	10:20 } 11:10	11:30 } 12:10	12:20 } 12:35	13:30から 個人別に 実施
配 点	90点	90点	90点		————

(3) 入学者の選抜

- ア 選抜の資料は、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。
- イ 合格者の決定に当たっては、学力検査の成績(270点満点)、面接の評価及び自己申告書の評価を組み合わせて総合判定し、「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。
- ウ 複数の学科を設置している高等学校における各学科の合格者の決定は、次のように行う。
 - (ア) すべての受験者を、第1志望の学科に関係なく総合判定の結果の高い者から順に並べる。
 - (イ) 総合判定の結果の高い者から順に、第1志望の学科に振り分ける。
 - (ウ) (イ)において、「1」の(3)イにより定めた合格予定者数に当たる人数に先に達した学科について、総合判定の結果の高い者から順に「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。
 - (エ) すでに合格となった者及び(ウ)において選抜を行った学科のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合判定の結果の高い者から順に並べる。
 - (オ) (ウ)において合格者を決定しなかった学科について、総合判定の結果の高い順に「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

4 小論文と面接による選抜

(1) 出 願

出願については、「2」の(1)による。ただし、ウ(㊦)は除く。

(2) 学力検査等

学力検査は実施せず、小論文及び面接を実施する。

ア 小論文及び面接は、3月10日(金)午前9時から行う。

イ 小論文及び面接は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

ウ 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

エ 小論文及び面接の実施時間割は次のとおりとする。

時 限	第1時	第2時
内 容	小論文	面 接
時 間	50分	—————
時 刻	9:10 } 10:00	10:20から 個人別に 実施

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、小論文の評価、面接の評価及び自己申告書とする。

イ 合格者の決定に当たっては、小論文、面接及び自己申告書の評価を組み合わせ、総合判定し、「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

ウ 複数の学科を設置している高等学校における各学科の合格者の決定は、次のように行う。

(㊦) すべての受験者を、第1志望の学科に関係なく総合判定の結果の高い者から順に並べる。

(㊧) 総合判定の結果の高い者から順に、第1志望の学科に振り分ける。

(㊨) (㊧)において、「1」の(3)イにより定めた合格予定者数に当たる人数に先に達した学科について、総合判定の結果の高い者から順に「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

(㊩) すでに合格となった者及び(㊨)において選抜を行った学科のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合判定の結果の高い者から順に並べる。

(㊪) (㊨)において合格者を決定しなかった学科について、総合判定の結果の高い者から順に「1」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

5 選抜実施計画等

(1) 高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「1」の(3)、「2」の(3)、「3」の(3)、「4」の(3)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(2) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(3) 合格者の決定に当たって、「1」の(3)、「2」の(3)、「3」の(3)及び「4」の(3)に従うことが実際上はなほだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(4) 高等学校長は、1月30日(月)までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、3月20日(月)午後2時に各高等学校において行う。

IV 通信制の課程

1 選抜の種類等

- (1) 「面接と調査書による選抜」と「面接による選抜」の2種類の選抜方法を設ける。
- (2) 平成14年4月2日以降に生まれた者についての選抜方法は、「面接と調査書による選抜」とする。また、平成14年4月1日までに生まれた者についての選抜方法は、「面接による選抜」とする。

2 面接と調査書による選抜

(1) 出 願

ア 出願は、1つの部に限る。

ただし、昼間部と日・夜間部の2部間で他の1部を第2志望とすることができる。

イ 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月2日	木	午後2時～午後5時
3月3日	金	午後2時～午後7時
3月5日	日	午後2時～午後5時

ウ 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。(原則として郵送は認めない。)

(ア) 入学志願書(様式101)〔様式集2～3ページ〕

(イ) 自己申告書(様式111)〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

(ウ) 合格者の発表通知用封筒(当該高等学校に備えつけられている所定の封筒に、510円分の郵便切手を貼付したもの。)

(エ) 入学検定料

府立学校用の納付書(府立通信制用)により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料800円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書(入学志願書貼付用)を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(オ) (過年度卒業者のみ)

本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(カ) (他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ)

事業主による勤務証明書(勤務見込みの場合を含む。)

(キ) (「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の2(3)に該当する者)

入学志願特別事情申告書(様式121)〔様式集10ページ〕

(2) 学力検査等

学力検査は実施せず、面接を行う。

ア 面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づき、志願者全員について、高等学校長が当該高等学校において、個人面接で行う。

イ 面接の日時については、3月8日(水)、9日(木)、12日(日)の中から、志願者が出願時に選択する。

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、調査書及び面接の評価とする。

イ 合格者の決定に当たっては、調査書及び面接の評価を組み合わせで総合判定する。

ウ 第2志望者がある部にあつては、まず第1志望者について選抜を行い、その合格者数が募集人員に満たないときは、第2志望者の中から合格者を補う。

3 面接による選抜

(1) 出 願

「2」の(1)による。

(2) 学力検査等

「2」の(2)による。

ただし、アにおいては、面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、面接の評価とする。

イ 合格者の決定に当たっては、面接の評価により判定する。

ウ 第2志望者がある部にあつては、まず第1志望者について選抜を行い、その合格者数が募集人員に満たないときは、第2志望者の中から合格者を補う。

4 選抜実施計画等

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「2」の(3)、「3」の(3)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 合格者の決定に当たって、「2」の(3)、「3」の(3)に従うことが実際上はなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(3) 高等学校長は、1月30日(月)までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

5 合格者の発表

合格者の発表は、3月20日(月)午後2時に当該高等学校において行うとともに、3月20日(月)以降本人に通知する。

第8 二次入学者選抜

I 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

二次選抜において、全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在籍している者は出願することはできない。

- ① 本入学者選抜出願時に国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

1 出 願

(1) 出願は、1校1学科等に限る。

ただし、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校において、複数の学科等で二次選抜を実施する学校にあっては、他の学科等を第2志望とすることができる。

(2) 出願期日及び出願時間は次のとおりとする。

3月23日	木	午前9時～正午
-------	---	---------

2 出願書類

志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

なお、中学校長は、当該志願者の調査書を出願時に提出すること。（参照「第1 全般的な事項」の「Ⅹ 調査書及び成績一覧表等」の6(6)）

(1) 入学志願書（様式102）〔様式集4ページ〕

（注1）用紙は、各高等学校及び高等学校を設置する各教育委員会においても交付する。

（注2）他府県中学校出身者で令和5年度一般選抜に出願した者については、出身中学校長の証明印は不要である。

(2) 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

(3) 入学検定料

全日制の課程

出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

出願時に当該高等学校において入学検定料 950円を現金で納入する。

(4) （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(5) （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

(6) （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

II 定時制及び通信制の課程

二次選抜において、定時制及び通信制の課程に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の2に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在籍している者は出願することはできない。

- ① 本入学者選抜出願時に国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

1 出 願

- (1) 出願は、1校1学科等に限る。

ただし、定時制の課程において、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校で、複数の学科で二次選抜を実施する学校にあっては、他の学科を第2志望とすることができる。また、通信制の課程において、昼間部及び日・夜間部のそれぞれの部において二次選抜を実施する場合には、他の部を第2志望とすることができる。

- (2) 出願期日及び出願時間は次のとおりとする。

3月23日	木	午前9時～正午
-------	---	---------

2 出願書類

志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

なお、中学校長は、当該志願者の調査書を出願時に提出すること。（参照「第1 全般的な事項」の「XI 調査書及び成績一覧表等」の6(6)）

- (1) 入学志願書（様式102）〔様式集4ページ〕

（注1）用紙は、各高等学校及び高等学校を設置する各教育委員会においても交付する。

（注2）他府県中学校出身者で令和5年度一般選抜に出願した者については、出身中学校長の証明印は不要である。

- (2) 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

- (3) 入学検定料

定時制の課程

出願時に当該高等学校において入学検定料 950円を現金で納入する。

通信制の課程

出願時に当該高等学校において入学検定料 800円を現金で納入する。

- (4) （過年度卒業者のみ）

本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書

- (5) （他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ）

事業主による勤務証明書（勤務見込みの場合を含む。）

- (6) （「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の2(3)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

Ⅲ 学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

- 1 面接は、志願者全員について、出願時に各高等学校長が当該高等学校において行う。
- 2 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

Ⅳ 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 選抜の資料は、調査書及び面接の評価とする。
- 3 合格者の決定に当たっては、調査書中の記載事項及び面接の評価を組み合わせて総合判定する。
- 4 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）、昼夜間単位制並びに定時制の課程において、複数の学科等を設置している高等学校における各学科等の合格者の決定は、次のように行う。
 - (1) すべての受験者を、第1志望の学科等に関係なく総合判定の結果の高い者から順に並べる。
 - (2) 総合判定の結果の高い者から順に、第1志望の学科等に振り分ける。
 - (3) (2)において各学科等の募集人員に当たる人数に先に達した学科等について、総合判定の結果の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。
 - (4) すでに合格となった者及び(3)において選抜を行った学科等のみを志望している者を除き、(1)、(2)、(3)の手順を繰り返し、各学科等の合格者を決定する。
ただし、(2)において、第1志望の学科等にすでに不合格となり、他の学科等を第2志望としていた者については、第2志望の学科等を第1志望として扱う。
- 5 通信制の課程においては、第2志望者がある部にあつては、まず第1志望者について選抜を行い、その合格者数が募集人員に満たないときは、第2志望者の中から合格者を補う。
- 6 合格者の決定に当たって、「2」、「3」、「4」及び「5」に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 7 高等学校長は、3月20日（月）までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

Ⅴ 合格者の発表

合格者の発表は、以下のとおり各高等学校において行う。

全日制の課程	3月27日（月）午前10時
多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）	3月27日（月）午前10時
昼夜間単位制	3月27日（月）午前10時
定時制の課程	3月27日（月）午後2時
通信制の課程	3月27日（月）午後2時

第9 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

自立支援補充選抜に志願することのできる者は、「第6 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」に志願することのできる者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 自立支援補充選抜の出願時に国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

I 出 願

- 1 出願は、1校に限る。
- 2 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月23日	木	午前9時～正午
-------	---	---------

- 3 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

- (1) 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕
- (2) 自己申告書（様式112）〔様式集8～9ページ〕

自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。

- (3) 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し
- (4) 入学検定料

出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

- (5) 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1 (2)に該当する者
入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕
- (6) 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1 (3)に該当する者
教育委員会の承認書及びその関係書類

II 学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

- 1 面接は、3月23日（木）に行う。
- 2 面接は、志願者全員について、各高等学校長が当該高等学校において行う。
- 3 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- 4 面接は、保護者の同伴を原則とする。
- 5 面接の時間については、出願時に、当該高等学校長が示す。

III 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- 3 合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項、並びに面接の内容をもとに総合判定し、

募集人員を満たすよう合格者を決定する。

- 4 合格者の決定に当たって、「2」及び「3」に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 5 高等学校長は、3月20日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

IV 合格者の発表

合格者の発表は、3月27日（月）午前10時に各高等学校において行う。

第10 秋季入学者選抜

I 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）

多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者とする。

1 出 願

- (1) 出願は、一つの部に限る。ただし、Ⅰ部とⅡ部の2部間で他の1部を第2志望とすることができる。
- (2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

令和5年9月5日	火	午前9時～午後4時
----------	---	-----------

- (3) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア 入学志願書（様式103）〔様式集5ページ〕

イ 自己申告書（様式111）〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ 入学検定料

出願時に当該高等学校において入学検定料 950円を現金で納入する。

エ 本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

オ（「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

カ（「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

2 学力検査等

学力検査は実施せず、小論文及び面接を行う。

- (1) 小論文及び面接は、令和5年9月8日（金）午前9時から行う。
- (2) 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- (3) 小論文等の実施時間割は、次のとおりとする。

時 限	第1時	第2時
内 容	小論文	面 接
時 間	30分	—————
時 刻	9:10 ? 9:40	10:00 から 個人別実施

3 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者選抜を行う。

- (1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- (2) 選抜の資料は、小論文及び面接の評価とする。
- (3) 合格者の決定に当たっては、小論文及び面接の評価を組み合わせる総合判定し、各部の募集人員を満たすよう合格者を決定する。
- (4) 各部の合格者の決定は、次のように行う。
 - ア すべての受験者を、第1志望の部に関係なく総合判定の結果の高い者から順に並べる。
 - イ 総合判定の結果の高い者から順に、第1志望の部に振り分ける。
 - ウ イにおいて、各部の募集人員に当たる人数に先に達した部について、総合判定の結果の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

エ すでに合格となった者及びウにおいて選抜を行った部のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合判定の結果の高い者から順に並べる。

オ ウで合格者を決定しなかった部について、総合判定の結果の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(5) 合格者の決定に当たって、(2)、(3)及び(4)に従うことが実際にはなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(6) 高等学校長は、令和5年8月29日(火)までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、令和5年9月14日(木)午前10時に当該高等学校において行う。

II 定時制の課程

定時制の課程に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の2に該当する者とする。

1 出 願

(1) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

令和5年9月5日	火	午後2時～午後7時
----------	---	-----------

(2) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

ア 入学志願書(様式103)〔様式集5ページ〕

イ 自己申告書(様式111)〔様式集6～7ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ 入学検定料

出願時に当該高等学校において入学検定料 950円を現金で納入する。

エ 本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書

オ (他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ)

事業主による勤務証明書(勤務見込みの場合を含む。)

カ (「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の2(3)に該当する者)

入学志願特別事情申告書(様式121)〔様式集10ページ〕

2 学力検査等

学力検査は実施せず、小論文及び面接を行う。

(1) 小論文及び面接は、令和5年9月8日(金)午前9時から行う。

(2) 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

(3) 小論文等の実施時間割は、次のとおりとする。

時 限	第1時	第2時
内 容	小論文	面 接
時 間	30分	—————
時 刻	9:10 ～ 9:40	10:00 から 個人別に実施

3 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者選抜を行う。

- (1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- (2) 選抜の資料は、小論文及び面接の評価とする。
- (3) 合格者の決定に当たっては、小論文及び面接の評価を組み合わせる総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
- (4) 合格者の決定に当たって、(2) 及び(3) に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- (5) 高等学校長は、令和5年8月29日（火）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、令和5年9月14日（木）午後2時に当該高等学校において行う。

Memo

学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ

令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜において、各高等学校長が選択し、所管の教育委員会が決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」は、以下の表のとおりである。

ただし、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜及び日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜の「学力検査問題の種類」については、選抜の趣旨や実施校の状況を鑑み、所管の教育委員会が決定した。

(注) 網掛けされた欄は、令和4年度入学者選抜から変更があることを示す。

1 特別入学者選抜

(1) 全日制の課程 専門学科

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ	
		普通科	専門学科		国語	数学	英語		
1	工芸	—	建築デザイン科	インテリアデザイン科	ビジュアルデザイン科	B	B	B	Ⅱ
			映像デザイン科	プロダクトデザイン科	美術科				
2	岸和田市立産業	—	デザインシステム科			B	B	B	Ⅲ
3	港南造形	—	総合造形科			B	B	B	Ⅲ
4	夕陽丘	—	音楽科			B	B	B	Ⅱ
5	桜宮	—	人間スポーツ科学科			B	B	B	Ⅱ
6	汎愛	—	体育科			B	B	B	Ⅲ
7	摂津	—	体育科			B	B	B	Ⅲ
8	大塚	—	体育科			B	B	B	Ⅲ
9	水都国際	—	グローバル探究科			B	B	B	Ⅰ
10	咲くやこの花	—	演劇科			B	B	B	Ⅱ
11	東住吉	—	芸能文化科			B	B	B	Ⅰ

(2) 全日制の課程 総合学科(エンパワメントスクール)

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ	
		普通科	専門学科等		国語	数学	英語		
12	淀川清流	—	総合学科 (エンパワメントスクール)			A	A	A	Ⅲ
13	成城	—	総合学科 (エンパワメントスクール)			A	A	A	Ⅲ
14	西成	—	総合学科 (エンパワメントスクール)			A	A	A	Ⅲ
15	長吉	—	総合学科 (エンパワメントスクール)			A	A	A	Ⅲ
16	箕面東	—	総合学科 (エンパワメントスクール)			A	A	A	Ⅲ
17	布施北	—	総合学科 (エンパワメントスクール)			A	A	A	Ⅲ
18	和泉総合	—	総合学科 (エンパワメントスクール)			A	A	A	Ⅲ
19	岬	—	総合学科 (エンパワメントスクール)			A	A	A	Ⅲ

(3) 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部並びに昼夜間単位制

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ	
		普通科	専門学科		国語	数学	英語		
20	大阪わかば	普通科 (クリエイティブスクール)			A	A	A	Ⅲ	
21	中央	普通科	ビジネス科			A	A	A	Ⅱ

2 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ	
		普通科	専門学科		国語	数学	英語		
1	能勢分校	—	総合学科			B	B	B	

3 海外から帰国した生徒の入学者選抜

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ
		普通科	専門学科		国語	数学	英語	
1	住吉	—	総合科学科	国際文化科		B	B	
2	千里	—	総合科学科	国際文化科		B	B	
3	泉北	—	総合科学科	国際文化科		B	B	
4	東	—	英語科			B	B	
5	いちりつ	—	英語科			B	B	
6	東大阪市立日新	—	英語科			B	B	
7	旭	—	国際文化科			B	B	
8	枚方	—	国際文化科			B	B	
9	花園	—	国際文化科			B	B	
10	長野	—	国際文化科			B	B	
11	佐野	—	国際文化科			B	B	
12	箕面	—	グローバル科			B	B	
13	和泉	—	グローバル科			B	B	
14	水都国際	—	グローバル探究科			B	B	

4 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ
		普通科	専門学科等		国語	数学	英語	
1	東淀川	普通科				B	B	
2	福井	—	総合学科			B	B	
3	門真なみはや	—	総合学科			B	B	
4	八尾北	—	総合学科			B	B	
5	成美	—	総合学科			B	B	
6	長吉	—	総合学科 (エンバワメントスクール)			B	B	
7	布施北	—	総合学科 (エンバワメントスクール)			B	B	
8	大阪わかば	普通科 (クリエイティブスクール)				B	B	

(注1) 特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴

種類	特徴		
	国語	数学	英語
A (基礎的問題)	基礎的な内容の文章を正確に理解する力を問う問題や、国語に関する基礎的な知識を問う問題を中心に出题する。	基礎的な計算問題を出題するとともに、「数と式」、「図形」、「関数」、「資料の活用(データの活用)」の基礎的な事項についての理解を問う問題を中心に出题する。	〔筆答〕 基礎的な語彙・文法の理解を問う問題とともに、基礎的な内容の英文を読み取る力を問う問題を中心に出题する。 〔リスニング〕 自然な口調で話された英語からその具体的な内容や必要な情報を聞き取る力を問う問題を中心に出题する。
B (標準的問題)	基礎的・標準的な内容の文章を正確に理解する力を問う問題を中心に、問われたことがらについて適切に表現する力を問う問題をあわせて出题する。	「数と式」、「図形」、「関数」、「資料の活用(データの活用)」の基礎的・標準的な事項についての理解を問う問題を中心に出题する。	〔筆答〕 基礎的な語彙・文法についての理解を問ううえで、基礎的・標準的な内容の英文を読み取る力を問う問題を中心に出题する。 〔リスニング〕 自然な口調で話された英語からその具体的な内容や必要な情報を聞き取る力を問う問題を中心に出题する。

*英語の学力検査は、令和3年4月26日に通知した「大阪版 中学校で学ぶ英単語集(令和3年4月改訂)」から出題します。なお、この単語集は大阪府教育委員会のウェブページにて公表しています。

*A、B問題のリスニングテストでは、同一問題を使用し、配点は約20%(5分の1)とします。

(注2) 特別入学者選抜等における学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ

総合点を算出するにあたって、学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率は、次のⅠからⅤの5つのタイプ。

なお、実技検査を実施する選抜における総合点は、学力検査の成績と調査書の評定にそれぞれ定められた倍率をかけて求めた点数に、実技検査の成績を加えたものとする。

倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率	学力検査の満点	調査書の満点	総合点
Ⅰ	1.4倍	0.6倍	315点	135点	450点
Ⅱ	1.2倍	0.8倍	270点	180点	
Ⅲ	1.0倍	1.0倍	225点	225点	
Ⅳ	0.8倍	1.2倍	180点	270点	
Ⅴ	0.6倍	1.4倍	135点	315点	

5 一般入学者選抜

(1) 全日制の課程 普通科（単位制高等学校を含む。）を設置している高等学校

No.	学校名	学科名			学力検定問題の種類			倍率のタイプ
		普通科	専門学科		国語	数学	英語	
1	東淀川	普通科			B	B	B	Ⅱ
2	旭	普通科	国際文化科		C	B	B	Ⅱ
3	桜宮	普通科			B	B	B	Ⅲ
4	東	普通科	理数科	英語科	B	B	B	Ⅰ
5	汎愛	普通科			B	B	B	Ⅲ
6	清水谷	普通科			C	B	B	Ⅰ
7	夕陽丘	普通科			C	B	B	Ⅰ
8	港	普通科			B	B	B	Ⅲ
9	阿倍野	普通科			B	B	B	Ⅰ
10	東住吉	普通科			B	B	B	Ⅰ
11	平野	普通科			A	A	A	Ⅱ
12	阪南	普通科			B	B	B	Ⅱ
13	池田	普通科			C	B	C	Ⅰ
14	渋谷	普通科			B	B	B	Ⅱ
15	桜塚	普通科			B	B	B	Ⅰ
16	豊島	普通科			B	B	B	Ⅱ
17	刀根山	普通科			B	B	B	Ⅰ
18	箕面	普通科	グローバル科		B	B	B	Ⅰ
19	春日丘	普通科			C	C	C	Ⅰ
20	茨木西	普通科			B	B	B	Ⅱ
21	北摂つばさ	普通科			B	B	B	Ⅱ
22	吹田	普通科			B	B	B	Ⅱ
23	吹田東	普通科			B	B	B	Ⅱ
24	北千里	普通科			B	B	B	Ⅱ
25	山田	普通科			B	B	B	Ⅰ
26	三島	普通科			C	B	B	Ⅰ
27	高槻北	普通科			B	B	B	Ⅱ
28	芥川	普通科			B	B	B	Ⅱ
29	阿武野	普通科			B	B	B	Ⅱ
30	大冠	普通科			B	B	B	Ⅱ
31	摂津	普通科			B	B	B	Ⅱ
32	寝屋川	普通科			B	B	B	Ⅰ
33	西寝屋川	普通科			B	B	B	Ⅲ
34	北かわち阜が丘	普通科			B	B	B	Ⅲ
35	枚方	普通科	国際文化科		B	B	B	Ⅰ
36	長尾	普通科			B	B	B	Ⅲ
37	牧野	普通科			B	B	B	Ⅰ
38	香里丘	普通科			B	B	B	Ⅰ
39	枚方津田	普通科			B	B	B	Ⅲ
40	いちりつ	普通科	理数科	英語科	B	B	B	Ⅰ
41	守口東	普通科			B	B	B	Ⅲ
42	門真西	普通科			B	A	B	Ⅳ
43	野崎	普通科			A	A	A	Ⅲ
44	緑風冠	普通科			B	B	B	Ⅱ
45	交野	普通科			B	B	B	Ⅱ
46	布施	普通科			B	B	B	Ⅰ

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率の タイプ	
		普通科	専門学科		国語	数学	英語		
47	花園	普通科	国際文化科			B	B	B	Ⅱ
48	かわち野	普通科				A	A	A	Ⅲ
49	みどり清朋	普通科				B	B	B	Ⅱ
50	山本	普通科				B	B	B	Ⅱ
51	八尾	普通科				C	C	C	Ⅰ
52	八尾翠翔	普通科				B	B	B	Ⅱ
53	大塚	普通科				B	B	B	Ⅲ
54	河南	普通科				B	B	B	Ⅰ
55	富田林	普通科				C	B	C	Ⅰ
56	金剛	普通科				B	B	B	Ⅲ
57	懐風館	普通科				B	B	B	Ⅲ
58	長野	普通科	国際文化科			B	B	B	Ⅱ
59	藤井寺	普通科				B	B	B	Ⅱ
60	狭山	普通科				B	B	B	Ⅰ
61	登美丘	普通科				B	B	B	Ⅰ
62	泉陽	普通科				C	C	C	Ⅰ
63	金岡	普通科				B	B	B	Ⅰ
64	東百舌鳥	普通科				B	B	B	Ⅰ
65	堺西	普通科				B	B	B	Ⅱ
66	福泉	普通科				B	A	A	Ⅳ
67	堺上	普通科				B	B	B	Ⅲ
68	美原	普通科				A	A	A	Ⅳ
69	泉大津	普通科				B	B	B	Ⅱ
70	信太	普通科				A	A	A	Ⅳ
71	高石	普通科				B	B	B	Ⅰ
72	和泉	普通科	グローバル科			C	C	C	Ⅰ
73	久米田	普通科				B	B	B	Ⅰ
74	佐野	普通科	国際文化科			C	B	B	Ⅰ
75	日根野	普通科				B	B	B	Ⅰ
76	貝塚南	普通科				B	B	B	Ⅱ
77	りんくう翔南	普通科				B	B	B	Ⅲ
78	東大阪市立日新	普通科	商業科	英語科		B	B	B	Ⅲ
79	市岡	普通科 (単位制高等学校)				B	B	B	Ⅰ
80	大阪府教育 センター附属	普通科 (単位制高等学校)				B	B	B	Ⅲ
81	槻の木	普通科 (単位制高等学校)				B	B	B	Ⅰ
82	鳳	普通科 (単位制高等学校)				C	C	C	Ⅰ

(2) 全日制の課程 専門学科のみを設置している高等学校

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率の タイプ	
		普通科	専門学科		国語	数学	英語		
83	園芸	—	フラワーファクトリ科	環境緑化科	バイオサイエンス科	B	A	A	Ⅳ
84	農芸	—	ハイテク農芸科	資源動物科	食品加工科	B	B	B	Ⅲ
85	東淀工業	—	機械工学科	電気工学科	理工学科	A	A	A	Ⅲ
86	淀川工科	—	工業に関する学科 (総合募集の専科)	工業に関する学科 (工学系入進学専科)		B	B	B	Ⅲ
87	都島工業	—	機械・機械電気科	電気電子工学科	建築・都市工学科	B	B	B	Ⅲ
			理数工学科						
88	西野田工科	—	工業に関する学科			A	A	A	Ⅲ
89	泉尾工業	—	機械科	電気科	工業化学科	A	A	A	Ⅲ
			セラミック科	ファッション工学科					
90	生野工業	—	機械科	電気科	電子機械科	B	A	A	Ⅲ
91	今宮工科	—	工業に関する学科 (総合募集の専科)	工業に関する学科 (工学系入進学専科)		B	A	A	Ⅱ
92	茨木工科	—	工業に関する学科 (総合募集の専科)	工業に関する学科 (工学系入進学専科)		A	A	A	Ⅲ
93	城東工科	—	工業に関する学科			A	A	A	Ⅲ
94	布施工科	—	工業に関する学科			A	A	A	Ⅳ
95	藤井寺工科	—	工業に関する学科			A	A	A	Ⅲ
96	堺工科	—	工業に関する学科			A	A	A	Ⅲ
97	佐野工科	—	工業に関する学科			A	A	A	Ⅲ
98	堺市立堺	—	機械材料創造科	建築インテリア創造科	マネジメント創造科	B	B	B	Ⅱ
			サイエンス創造科						
99	淀商業	—	商業科	福祉ボランティア科		A	A	A	Ⅲ
100	鶴見商業	—	商業科			B	A	B	Ⅳ
101	住吉商業	—	商業科			B	A	A	Ⅳ
102	岸和田市立産業	—	商業科	情報科		B	B	B	Ⅲ
103	大阪ビジネス フロンティア	—	グローバルビジネス科			B	B	B	Ⅲ
104	住吉	—	総合科学科	国際文化科		C	B	C	Ⅰ
105	千里	—	総合科学科	国際文化科		C	C	C	Ⅰ
106	泉北	—	総合科学科	国際文化科		B	B	B	Ⅰ
107	北野	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
108	大手前	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
109	高津	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
110	天王寺	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
111	豊中	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
112	茨木	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
113	四條畷	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
114	生野	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
115	三国丘	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
116	岸和田	—	文理学科			C	C	C	Ⅰ
117	桜和	—	教育文理学科			C	B	B	Ⅱ

(3) 全日制の課程 総合学科（エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。）を設置している高等学校

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ
		普通科	専門学科等		国語	数学	英語	
118	柴島	—	総合学科		B	B	B	Ⅲ
119	咲くやこの花	—	総合学科	食物文化科	B	B	B	Ⅱ
120	大正白稜	—	総合学科		B	A	A	Ⅲ
121	今宮	—	総合学科		C	B	B	Ⅰ
122	千里青雲	—	総合学科		B	B	B	Ⅰ
123	福井	—	総合学科		B	A	A	Ⅳ
124	枚方なぎさ	—	総合学科		B	B	B	Ⅱ
125	芦間	—	総合学科		B	B	B	Ⅱ
126	門真なみはや	—	総合学科		B	B	B	Ⅲ
127	枚岡樟風	—	総合学科		B	A	A	Ⅳ
128	八尾北	—	総合学科		B	B	B	Ⅳ
129	松原	—	総合学科		B	B	B	Ⅳ
130	堺東	—	総合学科		B	B	B	Ⅰ
131	成美	—	総合学科		B	A	A	Ⅲ
132	伯太	—	総合学科		B	A	A	Ⅲ
133	貝塚	—	総合学科		B	B	B	Ⅱ

(4) 全日制の課程 総合学科（クリエイティブスクール）

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ
		普通科	専門学科等		国語	数学	英語	
134	東住吉総合	—	総合学科 (クリエイティブスクール)		B	B	B	Ⅱ

(5) 定時制の課程

No.	学校名	学科名			学力検査問題の種類			倍率のタイプ
		普通科	専門学科等		国語	数学	英語	
135	大手前	普通科			A	A	A	Ⅲ
136	桃谷	普通科			A	A	A	Ⅲ
137	桜塚	普通科			A	A	A	Ⅲ
138	春日丘	普通科			A	A	A	Ⅲ
139	寝屋川	普通科			A	A	A	Ⅲ
140	布施	普通科			A	A	A	Ⅲ
141	三国丘	普通科			A	A	A	Ⅲ
142	堺市立堺	—	工業に関する学科	マネジメント創造科	A	A	A	Ⅲ
143	岸和田市立産業	—	商業科		A	A	A	Ⅲ
144	都島工業	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
145	西野田工科	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
146	今宮工科	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
147	工芸	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
148	茨木工科	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
149	藤井寺工科	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
150	堺工科	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
151	佐野工科	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
152	成城	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ
153	和泉総合	—	総合学科		A	A	A	Ⅲ

(注3) 一般入学者選抜における問題の種類及び特徴

種類	特徴		
	国語	数学	英語
A (基礎的問題)	基礎的な内容の文章を正確に理解する力を問う問題や、国語に関する基礎的な知識を問う問題を中心に出题する。	基礎的な計算問題を出題するとともに、「数と式」、「図形」、「関数」、「資料の活用（データの活用）」の基礎的な事項についての理解を問う問題を中心に出题する。	〔筆答〕 基礎的な語彙・文法の理解を問う問題とともに、基礎的な内容の英文を読み取る力を問う問題を中心に出题する。 〔リスニング〕 自然な口調で話された英語からその具体的な内容や必要な情報を聞き取る力を問う問題を中心に出题する。
B (標準的問題)	基礎的・標準的な内容の文章を正確に理解する力を問う問題を中心に、問われたことについて適切に表現する力を問う問題をあわせて出题する。	「数と式」、「図形」、「関数」、「資料の活用（データの活用）」の基礎的・標準的な事項についての理解を問う問題を中心に出题する。	〔筆答〕 基礎的な語彙・文法についての理解を問うたうえで、基礎的・標準的な内容の英文を読み取る力を問う問題を中心に出题する。 〔リスニング〕 自然な口調で話された英語からその具体的な内容や必要な情報を聞き取る力を問う問題を中心に出题する。
C (発展的問題)	標準的・発展的な内容の文章を正確に理解する力を問う問題とともに、問われたことについて適切に表現する力を問う問題を中心に出题する。	「数と式」、「図形」、「関数」、「資料の活用（データの活用）」の標準的・発展的な事項について、数学的に処理し判断する力を問う問題を中心に出题する。	〔筆答〕 標準的・発展的な内容の英文の中から、話題や論理の流れに沿って必要な情報を素早く読み取る力を問う問題とともに、一定量以上のまとまりのある内容を英文で適切に表現する力を問う問題を中心に出题する。 ※問題文は、指示文を含め、すべて英語で構成する。 〔リスニング〕 自然な口調で話された英語からその具体的な内容や必要な情報を聞き取る力を問う問題とともに、「読む・聞く・書く」技能を統合的に活用する力を問う問題を出題する。

*英語の学力検査は、令和3年4月26日に通知した「大阪版 中学校で学ぶ英単語集（令和3年4月改訂）」から出題します。なお、この単語集は大阪府教育委員会のウェブページにて公表しています。

*A、B問題のリスニングテストでは、同一問題を使用し、配点は約20%（5分の1）とします。

*C問題のリスニングテストでは、A、B問題と異なる問題を使用し、配点は約33%（3分の1）とします。

(注4) 一般入学者選抜（全日制の課程）における学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ

総合点を算出するにあたって、学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率は、次のⅠからⅤの5つのタイプである。

倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率	学力検査の満点	調査書の満点	総合点
Ⅰ	1.4倍	0.6倍	630点	270点	900点
Ⅱ	1.2倍	0.8倍	540点	360点	
Ⅲ	1.0倍	1.0倍	450点	450点	
Ⅳ	0.8倍	1.2倍	360点	540点	
Ⅴ	0.6倍	1.4倍	270点	630点	

(注5) 一般入学者選抜(定時制の課程)における学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ

総合点を算出するにあたって、学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率は、次のⅠからⅤの5つのタイプである。

倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率	学力検査の満点	調査書の満点	総合点
Ⅰ	1.4倍	0.6倍	378点	162点	540点
Ⅱ	1.2倍	0.8倍	324点	216点	
Ⅲ	1.0倍	1.0倍	270点	270点	
Ⅳ	0.8倍	1.2倍	216点	324点	
Ⅴ	0.6倍	1.4倍	162点	378点	

公立高等学校入学選抜事務日程

月	曜日	高 等 学 校				大阪府立 豊中高等学校 能勢分校に係る 入学選抜	海外から 帰国した 生徒の 入学選抜	日本語指導が 必要な帰国 生徒・ 外国人生徒 入学選抜	知的障がい生徒 自立支援コース 入学選抜	中学校
		特別入学者の課程		選 抜						
		全 口 制	課 程	総合学科 (エンハブメントス クール)	多部門単位制 (I部・II部 の立行ワカトリ) 及び 林友間単位制					
令和4年		専門学科(工業に関する学科(建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシミュレーション科、デザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科)、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科)							進学指導協議会設置 日本語指導が必要な生徒選抜への出願資格に係る申請 海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請 (～11/30)	
令和5年										
2	1	水								
	2	木								
	3	金								
	4	土								
	5	日								
	6	月								
	7	火	音楽科志願書受付						特別(音楽科) 調査書の提出 (～2/10 正午)	
	8	水	音楽科志願者数公表 ↓ (午後4時締切数)							
	9	木								
	10	金								
	11	土								
	12	日								
	13	月								
	14	火	志願書受付 志願者数中間公表 (午後4時現在)	志願書受付 志願者数中間公表 (午後4時現在)	志願書受付 志願者数中間公表 (午後4時現在)	志願者数公表 ↓ (午後4時締切数)	志願者数公表 ↓ (午後4時締切数)	志願書受付 志願者数中間公表 (午後4時現在)	特別(音楽科以外) 調査書の提出 (～2/17 正午) 能勢分校 調査書の提出 (～2/17 正午) 自立支援 調査書、推薦書の提出 (～2/15 午後4時)	
	15	水	志願者数公表 ↓ (午後4時締切数)	志願者数公表 ↓ (午後4時締切数)	志願者数公表 ↓ (午後4時締切数)					
	16	木								
	17	金	学力検査問題受領	学力検査問題受領	学力検査問題受領				帰国生徒抜及び日本語指導が必要な生徒選抜の他用辞書提出(正午)	
	18	土	音楽科視唱・専攻実技実施							
	19	日								
	20	月	学力検査実施(音楽科は学力検査及び聴音実施)	学力検査実施 面接実施	学力検査実施 面接実施					
	21	火	実技検査実施							
	22	水								
	23	木								
	24	金								
	25	土								
	26	日								
	27	月								
	28	火	合格者発表(午後2時) 一次選抜実施校公表	合格者発表(午後2時) 二次選抜実施校公表	合格者発表(午後2時) 二次選抜実施校公表			合格者発表(午後2時) 二次選抜実施校公表		
3	1	水								

公立高等学校入学者選抜事務日程

月日	全日制の課程		一般入学者選抜		高等学校		二次入学者選抜	知的障がい生徒 自立支援コース 補充入学者選抜	中学校
	普通科 (単位制高等学校を含む。)	専門学科(職業に関する学科、工業に関する学科(建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザイングラフィックデザイン科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。)、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランタリーアクト、理数科、総合科学科、サイエンス(創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科)	総合学科 (エンバウメント クールを除きクリエイティブスキルを含む。)	定時制の課程	通信制の課程	二次入学者選抜			
2/27月									
28火									
3/1水									
2木									一般(通)調査書の提出 (～3/6 正午)
3金									一般(全・定)調査書の提出 (～3/9 正午)
4土									
5日									
6月									
7火									
8水									
9木									
10金									
11土									
12日									
13月									
14火									
15水									
16木									
17金									
18土									
19日									
20月									
21火									
22水									
23木									
24金									
25土									
26日									
27月									

公立高等学校入学者選抜事務日程

月	曜日	高等学校		中学校
		秋季入学者選抜	定時制の課程	
9	1 金	多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部		
	2 土			
	3 日			
	4 月			
	5 火	志願書受付 志願者数公表 (午後4時締切数)	志願書受付 志願者数公表 (午後7時締切数)	
	6 水			
	7 木	小論文検査問題受領	小論文検査問題受領	
	8 金	小論文、面接実施	小論文、面接実施	
	9 土			
	10 日			
	11 月			
	12 火			
	13 水			
	14 木	合格者発表 (午前10時)	合格者発表 (午後2時)	
	15 金			
	16 土			
	17 日			
	18 月			
	19 火			
	20 水			
	21 木			
	22 金			
	23 土			
	24 日			
	25 月			
	26 火			
	27 水			
	28 木			
	29 金			
	30 土			